

平成20年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成20年9月29日 午前10時00分 開会
午後 5時02分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山下 和 弥 | 2番 | 朝 岡 佐一郎 |
| 3番 | 西 井 覚 | 4番 | 藤井本 浩 |
| 5番 | 吉 村 優 子 | 6番 | 阿 古 和 彦 |
| 7番 | 川 辺 順 一 | 8番 | 川 西 茂 一 |
| 9番 | 寺 田 惣 一 | 10番 | 下 村 正 樹 |
| 11番 | 岡 島 辰 雄 | 12番 | 野 志 昭 |
| 13番 | 西 川 弥三郎 | 14番 | 南 要 |
| 15番 | 亀 井 一二三 | 16番 | 高 井 悦 子 |
| 17番 | 白 石 栄 一 | 18番 | 石 井 文 司 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 市 長 | 吉 川 義 彦 | 副 市 長 | 岡 本 吉 司 |
| 収 入 役 | 吉 田 新之助 | 教 育 長 | 吉 村 正 好 |
| 特 別 参 与 | 安 川 義 雄 | 企 画 部 長 | 米 田 芳 昭 |
| 総 務 部 長 | 大 武 勇 吉 | 都 市 産 業 部 長 | 石 田 勝 朗 |
| 市 民 生 活 部 長 | 杉 岡 富 美 雄 | 保 健 福 祉 部 長 | 花 井 義 明 |
| 教 育 部 長 | 高 木 久 雄 | 水 道 局 長 | 安 川 登 |
| 消 防 長 | 北 川 武 雄 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 中 島 克 比 虎 | 書 記 | 中 嶋 卓 也 |
| 書 記 | 西 川 雅 大 | | |

6. 会議録署名議員 5番 吉 村 優 子 12番 野 志 昭

7. 議事日程

| | | |
|------|------|------------------------------|
| 日程第1 | 認第1号 | 平成19年度葛城市一般会計決算の認定について |
| 日程第2 | 認第2号 | 平成19年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について |

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第3 | 認第3号 | 平成19年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認第4号 | 平成19年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認第5号 | 平成19年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認第6号 | 平成19年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認第7号 | 平成19年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認第8号 | 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認第9号 | 平成19年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認第10号 | 平成19年度葛城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議第48号 | 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議第50号 | 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第13 | 議第51号 | 葛城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて |
| 日程第14 | 議第52号 | 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第15 | 議第53号 | 葛城市税条例の一部を改正することについて |
| 日程第16 | 議第54号 | 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて |
| 日程第17 | 議第59号 | 平成20年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第18 | 議第60号 | 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第19 | 議第61号 | 平成20年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第20 | 議第55号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて |
| 日程第21 | 議第56号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて |
| 日程第22 | 議第57号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて |
| 日程第23 | 議第58号 | 工事協定の締結について（和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事について） |
| 日程第24 | 発議第12号 | 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて |
| 日程第25 | 発議第13号 | 学校耐震化に関する意見書について |
| 日程第26 | 発議第14号 | 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書について |
| 日程第27 | 発議第15号 | 道路財源の「一般財源化」に関する意見書について |
| 日程第28 | 発議第16号 | ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について |
| 日程第29 | 発議第17号 | 葛城市非核平和都市宣言に関する決議について |
| 日程第30 | 一般質問 | |

一般質問通告一覧表

| 質問順 番号 | 議席 番号 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 質問の相手 |
|-----------|----------|---------|--------------------------------|--------------------|
| 1 | 5 | 吉 村 優 子 | 防犯灯の設置について | 市 長 担当部長 |
| | | | 「平城遷都1300年祭」について | 市 長 担当部長 |
| 2 | 1 | 山 下 和 弥 | 葛城市政全般について (合併4年間の市政運営について) | 市 長 |
| 3 | 3 | 西 井 覚 | 鳥獣被害について | 市 長 |
| | | | 大字間の街灯及び道路河川の改修 | 市 長 |
| 4 | 16 | 高 井 悦 子 | 住民生活のセフティネットの充実について | 市 長 担当部長 |
| 5 | 17 | 白 石 栄 一 | 公共工事の入札・契約手続きの改善を地域経済の振興について | 市 長 副市長 担当部長 |
| | | | 介護保険事業の改善について | 市 長 担当部長 |

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員、全員出席であり、定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古決算特別委員長 去る12日の本議会におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、19日、22日の2日間にわたり当委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず、認第1号議案であります。内容の一部が100条委員会に付託されております新庄クリーンセンターの運営に関してありますので、継続審査とすることに決定しました。

次に、認第2号議案についてであります。

質疑では、保険事業費について、前年よりも予算額をふやされているが、執行率が60.4%と低かった理由はこの質問に対し、平成20年度から始まる特定健康診断事業の計画のための委託料として367万5,000円の予算を組んだが、平成19年4月から、保健師を市民課に配属してもらい、その職員がみずから特定健診の計画を立ててくれたことにより、本来コンサルに支払うべき予算を抑えられたという答弁がありました。

また、平成18年度に税率改正を行ったが、将来的な展望を聞かせてほしいという質問に対し、国民健康保険が発足した当初は被保険者が自営業者を中心と考えられていたが、現在、低所得者や高齢者がふえている現状の被保険者数と全市民の比率を見て、一般会計からの繰り入れをどこまでできるのかということや医療費の支出額の動きを踏まえて検討していきたいという答弁がありました。

また、この答弁に対しては、国民皆保険を守っていく上で、ある程度の一般会計の繰り入れは仕方がないと思う。しかし、今以上の税負担を早急に求めることは、現在の社会環境を考えるとできないと思われるので、その辺を考慮しながら健全な国保運営に努力してほしいという要望がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第3号議案についてであります。

質疑では、平成19年度で老人保健事業が終了したが、今後何が残って、どういう形になっていくのかという質問に対し、診療報酬は2カ月おくれで回ってくるので、平成20年度では19年度中の2カ月分の支払いがある。支払基金の精算は2年後になるので、平成20年、平成

21年は老人保健特別会計として残る。また、事務的に遅れたレセプトについても、その間で精算できていると思っているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号議案についてであります。

質疑では、介護保険制度が発足してから12年が経過し、発足以来初めて全国的に給付費が減少したと新聞紙上に報道されている。被保険者である高齢者数が伸びているにもかかわらず、給付費の減少というのは葛城市においても起こっているのか。また、どういったところに要因があるのかという質問に対し、減少ではなく伸びが緩やかになった。これは全国、県、葛城市においても同じである。要因としては、今までは認定者数が急激に上昇しており、事業計画では軽度認定者数が上昇すると見込まれていたが、住民への制度の周知が広がることにより、軽度認定者数が横ばい状態になり、利用に関しての給付が緩やかになったという答弁がありました。

また、この答弁に対し、平成18年度より自立支援を中心に叫ばれるようになり、要介護認定以外にも要支援認定が入ってきた。それにより日常生活の家事支援等に利用制限がかなり具体的に加わってきたと思うが、介護サービスの利用件数、特に訪問介護の利用件数は事業計画に沿うものとしてどのようになっているのかという質問があり、軽度の利用者に係る特に訪問介護や福祉用具のレンタルについてはかなり影響を受けている。福祉用具のレンタルに関しては、軽度の方であっても実質本当に必要な状態にある方であれば、特別扱いでサービス提供会議等を開いてもらい、医師の意見書等をいただいたりして利用できるように現在改められた。一方、訪問介護の家事支援に関しては、同居人が病気や障害のある場合は本来認められてきたが、同居であっても、その方の状況により、生活支援が認められるようになってきたという答弁がありました。

また、介護予防事業委託料に650万円の不要額が出ているが、どのような事情があったのかという質問に対し、これは社会福祉協議会に委託して、前期、中期、後期と3クールに分けて特定高齢者の介護予防事業を行ったが、国の基準が厳しいため、特定高齢者に該当する人が少なく、参加数も思ったようにふえず、事業が十分展開されなかったためである。平成20年度からは方向転換を図り、特定高齢者にこだわらず、一般高齢者の介護予防の普及啓発にウエートを置いた事業を進めていきたいと考えているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第5号議案についてであります。

質疑では、下水道の普及率や水洗化率の現状はどのようになっているのか。また、企業の水洗化はどのようになっているのかの質問に対し、平成20年3月31日現在において、普及率は94.87%、水洗化率は80.44%である。企業の水洗化率については、平成13年度の事業所・企業統計で把握している企業、市内600件のうち300件の接続が確認できた。個人企業についての実態はわからないが、ほぼ接続している。できるだけ早い機会にどれだけ接続されてい

るか調査をするという答弁がありました。

また、企業債の借りかえの中身と今後の見通しについてどのようになっているのかの質問に対し、平成19年度から平成21年度の3カ年で年率が5%以上のものについて行う。平成19年度では、利率7%以上の企業債29本、6,935万9,089円について借りかえを行った。今後については、平成20年度は利率6%以上7%未満の10億5,047万9,986円を、平成21年度には利率5%以上6%未満の4億3,527万6,101円の借りかえを予定しているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第6号議案についてであります。

質疑では、数年前から愛知県の学校給食で事故米の米粉を使ったオムレツが45万食使用されていたり、中国のメラミン入りの牛乳を使用しているレトルト商品や冷凍食品の使用が問題になっているが、そういった食品の葛城市の学校給食での使用についてはの質問に対し、今の時点でそういった食品は使用していない。米については、葛城市に入っている米は、御所市の葛城農協に納品されている米であるというのは把握できているが、それ以上は追跡できていない。昨年度の中国のギョウザ問題もあり、仕入れについては特に慎重にしている。安全については可能な限り追求していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第7号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第8号議案についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第9号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、認第10号議案についてであります。

質疑では、給水人口も伸びているのに、収益が思うように伸びていないというのは、どこで水の使用料の大きな変化があるのかの質問に対し、一般家庭においては、給水人口、給水戸数が若干ふえているが、使用料は横ばい状態である。しかし、大手企業においては、排水のリサイクルなどで節水を図られており、約8万6,000トンの料金にして2,200万円程度の減少であるという答弁がありました。

また、有収率が平成18年度では93.5%だったものが平成19年度では95.4%と1.9%も上昇している理由はという質問に対し、東室地区において、下水道工事に伴い、石綿の水道管の敷設替えを行っており、これが主な要因だと思ふという答弁がありました。

さらに、企業債について財務省、公営企業金融公庫ともに繰上償還などが認められているが、葛城市の場合、なかなか対象にならず、難しい部分があったと思う。特に水道事業会計に対しての規制がかなりあったと思うが、その中身について、条件等どうであったのか、また、今後の方向はどうかの質問に対し、この繰上償還は平成19年度において行政改革、経営改革を積極的に進める団体に対して繰上償還を認めようという中で、平成19年度、財務

省で2,300万円程度、公営企業金融公庫で600万円程度の合わせて2,967万39円の繰上償還を行った。平成20年度も引き続き利率6%以上7%未満の企業債について、財務省で約8,200万円、公営企業金融公庫で2,200万円の合わせて約1億500万円程度の繰上償還の予定を考えているという答弁がありました。

賛成反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上10議案について、審査の結果及び結果を報告申し上げましたが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

西川議長 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

ここでお諮りをいたします。

日程第1、認第1号議案については、決算特別委員長より閉会中の継続審査の申し出が出ております。本件を決算特別委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第2、認第2号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 平成19年度国民健康保険特別会計決算に反対の討論をさせていただきます。

平成19年度は、住民にとって前年に大幅に引き上げられた国保税による負担の増加とともに、失業や雇用不安、低賃金など、国民の暮らしの条件が悪化するもとの厳しい年でありました。国保加入全世帯のうち38%が法定軽減の対象となり、国保中央会の調べでも、国保加入者の平均所得は168万8,000円となっており、一般の社保などの健康保険組合加入者の年間所得は370万円であることから見ますと、半分以下という国保加入者の所得水準であります。国民健康保険は、加入者の大半が無職者、高齢者であることや、もともと国保の加入者は低い所得の人が多く加入している保険であることから、社会保障制度として位置づけられていることのゆえんでもあります。

平成19年度は1億4,329万円の一般会計からの法定外繰り入れがなされ、実質収支は2,085万円の黒字決算となっておりますが、平成18年度の国保の税率改定に当たり、3年間で10億円の一般会計からの繰り入れを前提に、住民にも値上げの理解を求めたものでした。

しかし、平成18年度の繰り入れは、結果的には1円も繰り入れをしていないゼロでありました。そして、平成19年度では、繰り入れはされているものの、国保会計の安定的な運営を図るために積み立てられております国保基金を空の状態にまで取り崩し、繰入金を、繰入額を削るなど、到底認められないものであります。

住民生活の厳しさを反映して、国保税が滞納となっている世帯は全体の20%という状況になっており、正規の保険証の発行でなく、1カ月、3カ月、6カ月という短期保険証の発行は4月時点で124世帯、納税相談、指導のために役所に保管をされている保険証は339世帯にもなっており、保険証は事実上未交付の状況になっております。保険証がなくて医者に行けない、払うに払えない状況の中で、必要な医療が受けられず手遅れにというような事例が全国でもあることから、滞納者の納税相談のための未交付や短期保険証の発行については、医療制限以外何物でもないものであります。実情に見合った減免制度と正規の保険証の交付こそ必要であることを強く申し上げておきたいと思っております。

国保制度は国の責任において国民に医療を保障する制度であるにもかかわらず、国保財政が困難に陥り、国保税の引き上げが相次いでおります。その最大の原因は、国庫負担の大幅な削減にあります。さらに、国は、医療費削減を初め、税の収納率の低下や資格証や短期証の発行の有無、国民年金滞納者に対する短期証の発行の有無、特定健診の受診率や改善率など、あらゆるものを対象に特別調整交付金の基準に加えるなど、保険者へのペナルティーと称した交付金の削減を進めております。

国保財政の健全化は、加入者、住民に負担を求めるのではなく、国にこそ削減した国庫負担率を元に戻すなど、法に基づく責任を果たすことを強く求めるものでございます。

市においても、一般会計からの繰り入れを行い、だれもが安心して医者にかかる社会保障制度としての国保事業となるよう求めるものであります。

以上、意見を述べまして、国民健康保険特別事業決算の認定には同意をできないものでございます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 平成19年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算の状況につきましては、急速な少子高齢化の進展や医療費の増大、また社会情勢を取り巻く環境が大きく変化する中で、国民健康保険の運営につきましては、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況において、必要とされる税収の確保、並びに税率改正による経営努力が評価されたこと及び医療制度改正による分として、国、県からの大幅な財源が確保できたものの、財政調整基金を取り崩しての決算となったわけです。

制度改正が目まぐるしく進む中で国保財政の健全化が求められておりますが、低所得者に配慮した税体系を確立するために、今後も一般会計からの繰り入れを十分視野に入れながら、

財源の確保や実施体制の改善がなされるものとするものであります。

以上のような観点から、国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 平成19年度葛城市老人保健特別会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

老人医療制度は、老人医療の無料化を求める多くの人々の運動と革新自治体の誕生とともに地方自治体の施策として始まりました。そして、その流れの中で、昭和48年に老人医療費の無料化を国の制度として実施をいたしました。昭和58年には、老人の受診を抑制することや医療費の増加を減らすため、新たな老人保健制度を発足させ、これまでの無料を廃止いたしまして、一部負担金の導入を行いました。月額200円の一部負担から始まりまして800円にと次々と負担額をふやし、平成13年には定額負担から1割の定率負担に改悪をしたのでした。さらに老人医療の対象を70歳から75歳以上とし、一定所得の人は2割負担にもなったわけでありまして。

そして、ことしの4月からは、大多数の国民が反対をしている75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度を発足させ、全ての高齢者から保険料を徴収し、受けられる医療は制限されるなど、高齢者の命と生存を脅かす差別医療制度を導入するなど、到底認められないものであります。

国民の運動で創設された老人医療費無料化制度を廃止し、負担を拡大してきた老人保健事業は、今日の日本を築き上げてきたお年寄りを邪魔者扱いにするものでした。国の社会保障制度の削減、たび重なる医療制度の改悪、老人医療制度を廃止してのさらなる高齢者を苦しめる後期高齢者医療制度への移行など、これらの国の悪政は断じて認められないものでございます。

以上、意見を述べまして、平成19年度の葛城市老人保健特別会計決算の認定には同意をできないものであります。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただ今上程されております認第3号 平成19年度葛城市老人保健特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

急速に進む少子高齢化の中で、本市の高齢化率も20%を超えてまいりました。高齢化が上昇し、高度な医療技術が進む中において、医療費の増加は避けられない状況となっております。

本市の平成19年度特別会計全体の決算でも、国民健康保険特別会計と本老人保健特別会計を加えた歳出額は、特別会計全体の歳出額102億6,300万円の約60%を占める60億2,700万円と大きな割合となり、年々増加の傾向にあります。

その中で、平成20年度より、新たな高齢者医療制度として後期高齢者医療保険制度の事業が開始され、将来にわたって安定した高齢者医療を維持していくため、安心した老後の生活を確保する上での老人保健制度からこの後期高齢者医療制度へ移行されたところでございます。

平成19年度の決算においては、このような状況のもとで、高齢者の方々の健康を守る保険事業との連携を図り、高齢者医療制度としての重要な役割を果たしておりますことは大きく評価するものでございます。

今後、老人保健会計は、精算業務に努めていく中で、後期高齢者医療保険特別会計へと事業が移行されていき、葛城市の高齢者の方々がより安定した医療制度の確立で、だれもが安心した医療サービスを受けることのできるよう努めていただきたいと思います。

以上のような意見を述べまして、平成19年度葛城市老人保健特別会計決算の認定につきましての賛成の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時31分

西川議長 再開いたします。

次に、日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 平成19年度介護保険特別会計に反対の立場で討論をさせていただきます。

平成12年に介護が必要な人を社会全体で支える、こういううたい文句で介護保険制度が発足をしました。当初、女性の方に重くかかっていた介護という問題を社会全体で支えるとい

うこと、この制度に希望を持った人が多かったのではないのでしょうか。これによって介護という問題が社会の中で一定理解が得られましたが、今ではお金がなかったら利用できないと言われるほど高い保険料や利用料となっており、その上、必要な介護や福祉サービスも制限されるという、当初の宣伝や住民の期待に反するような状況になっております。

葛城市においても、昨年、第3期介護保険事業計画に基づき、保険料の大幅値上げを行いました。これは医療費の自己負担の引き上げや高齢者控除の廃止など、高齢者の負担の増加と相まって生活に深刻な影響を与えております。

相次ぐ国の介護保険制度の改悪の中で、施設利用者や入所希望者からは、食費や居住費の利用者負担がふえて、年金だけでは入れない。これまで空きがないため入れないとされていたものに、さらにお金がなければ申し込むこともできなくなった、こういう状況になっております。

介護サービスにおいても、給付制限が強まり、国全体でも介護保険制度発足後初めて給付費がマイナスになっています。これは葛城市においても同様で、介護予防や自立支援の名のもとで、訪問介護や介護ベッドなどの軽度の人を中心に、認定の見直しや利用制限が行われました。利用件数の減少や事業計画に対する給付費が縮小するなどが平成18年、平成19年度で利用制限の影響、顕著にあらわれているわけであります。

高齢者人口が増加する中で、このような現象は異常と言わなければならない、まさに保険あって介護なしと言わなければならないというふうに思います。

介護保険料も年金から天引きとなり、月1万5,000円以下の保険料の滞納の問題も深刻であります。月1万5,000円の人からも保険料を取り立てる。この額でどうして払えというのか。介護が必要になった人には分納計画を出してもらっているということであります。介護を社会全体で行う、サービスも選べるようになる、これまでの措置制度から介護保険制度を発足させましたが、現実はお金がなかったら利用できない、保険料を払えなかったら使えない、選べるサービスと言われても、入所待機者でいつ空きが出るのか、こういう状況であります。このような利用料や保険料が高い原因は、これまでの措置制度から介護保険制度になり、介護にかかわる国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。国の責任は重大であります。国庫負担を計画的に50%に引き上げることを目標に、直ちに30%に復元し、国の責任と自治体の努力とで保険料の減免制度や不足している介護サービスの基盤整備などを行うことでもあります。

現在、平成21年度からの第4期介護保険事業計画が策定中であります。今、葛城市の介護保険料は月額基準額で4,100円です。この高い保険料設定に加え、制度の改革によって利用制限が働き、19年度末の介護保険準備基金の保有額は5,000万円を超えています。国への制度改善を求めるとともに、自治体でも基金を活用して、まず来期からの保険料の引き下げを行うことは十分可能であり、その実現を強く求めるものでございます。

地域包括支援センターなど、現場のスタッフが献身的な努力をされていることは評価もさせていただいておりますが、以上の意見をもって、介護保険特別会計決算の認定には同意できないものでございます。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただ今上程になっております認第4号 平成19年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本特別会計決算につきましては、葛城市介護事業計画第3期事業計画における保険料の見直し及び介護保険制度の改正に伴う介護予防への取り組みなど、さまざまな見直しによって事業が進められた1年でありました。

本市の介護サービスの基盤整備、介護予防を中心とした地域支援事業の展開、あるいは地域包括支援センターが行う介護予防事業などにつきましては、平成19年度要介護者認定者数が平成18年度と比べ横ばい状況であることなど、市民の皆様のご理解とご協力により取り組んでこられたことは評価をいたすところではございます。

一方で、まだまだ努力すべきことがたくさんあると思われまます。今後においても、より一層市民との協働で介護予防自立支援に対しての事業を進めていただきたいと思いますところではございます。

制度改革には、保険料や高額サービス費などについて、低所得者への配慮により減額設定されておりますが、今後も市民の皆様の負担が上昇していくことが予想されます。これからも介護認定者数の増加が見込まれていく中において、高齢者の方々が将来にわたって健康で自立した生活ができる支援体制の確立についてご尽力をいただきたいと思いますところではございます。

さらに、第4期介護事業計画策定に対しても、本決算で執行された事業の経過を十分検討され、今後介護保険事業がますます適切なニーズにこたえる利用ができる事業計画となるよう望んでおります。

以上の意見を述べまして、平成19年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきましての賛成の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第4号は認定することに決定しました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定しました。
日程第6、認第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第6号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定しました。
日程第7、認第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第7号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定しました。
日程第8、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第8号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定しました。
日程第9、認第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第9号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定しました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 平成19年度水道事業会計決算に反対の立場で討論をさせていただきます。

我がまち葛城市は、葛城山系や二上山の山麓地域として恵まれた地域にあり、豊かな山の水によって生活水の多くを得ることになっています。

自然の恵みに感謝しつつ、西山の保全、森林の涵養を図り、水をつくる山林の機能回復を水道事業の重要施策として位置づけ、中長期的な展望に立った整備計画を進めることが重要になっていると思います。

このことは、水道事業は水道法において、市民に清浄にして豊富低廉な水の供給を行うことを目的とされているもとの、自己水源の確保、開発のためにも必要であるとともに、葛城市の財産と言える自然豊かな西山の環境を守っていくこととなります。

平成19年度においても、県水受水は126.8万トンで、自己水と県水の比率は24対76程度となっており、大口消費者への供給や渇水対策などとされ、高い県水の受水は極力控えることとなっています。

そういった努力のもとで、本決算においては、給水原価131円30銭、供給単価が143円20銭となり、差し引きトン当たり11円90銭の利益を生み、安定的な水道事業の運営となっています。

今皆さん方の努力のおかげで安定的な運営となっておりますが、企業債償還を初め、老朽化が進む施設の耐震工事や施設改良工事など、多額な資本投資の必要性も目に見えております。

水道事業は住民生活に欠くことのできない水道水の供給を行うという公共性の高いものであり、いまや国民の100%が利用する時代であります。しかし、地方自治体が経営する公共性の高い事業であるにもかかわらず、事実上一般会計から切り離され、企業会計独立採算制を強いられているのであります。採算性の低い水道事業に施設整備や建設改良工事など、それに必要な巨額な資金を企業債で賄い、それらにかかわる減価償却費や元利償還費など、全ての費用を水道料金で賄わなければならないという独立採算制が水道料金の値上げを誘導していくものであります。

しかも、企業会計をしいておきながら、8%もの高金利時代の企業債の借りかえや繰上償還にも厳しい基準を設け、本来行われるべき企業努力すらできない状況にあるわけでありませぬ。

国民皆水道時代となり、住民にとって欠くことができない公共サービスになっているのが水道事業であります。社会資本整備に係る多大な費用は一般会計、租税で賄うべきであろうと考えます。

公営企業法の目的である住民福祉を増進するように運営されなければならないと既定しながら、独立採算制の経営原則が強制されるなど、この企業会計方式は見直しをされるべきものであります。

長年自己水源の確保のために努力をされている水源地大字の皆さんには大いに感謝をいたしているところでございますが、以上の意見を述べまして、水道事業会計決算の認定には同意をできないものでございます。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

11番、岡島君。

岡島議員 認第10号 平成19年度葛城市水道事業会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

水道事業は、皆さんもご承知のとおり、私たちの市民生活や産業活動に欠かすことのできない事業であり、市民生活の基盤をなす公益事業でございます。こうした事業におきまして、平成19年度も関係取水地域のご協力を仰ぎながら、自己水の確保に努められ、あわせて事業の効率的な運営を図られるなど、健全経営に努められたこと、大いに評価させていただいているところであります。

しかしながら、水道事業はとりわけ天候により一喜一憂される事業でございます。今後とも水道事業本来の使命でございます安全で安心な水の安定供給に努められ、住民の福祉の増進と住民サービスの向上にさらに邁進されることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、認第10号は認定することに決定しました。

次に、日程第11、議第48号から日程第17、議第59号まで、以上7議案を一括議題といたします。

本7議案は、総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました7議案につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第48号議案についてであります。

質疑では、体力づくりセンターの指定管理者の指定について、一般公募はできなかったのかの問いに対し、当初10年間のプロポーザル方式ということで、各業者から提案された事業計画に基づいて指定管理者を指定したものである。この10年が基本になっており、条例で指定の期間が5年とはなっているが、安定した管理運営実績が認められていることから、今回継続ということで、株式会社コナミスポーツ&ライフに指定をお願いしたいという答弁があり、また、成果配分や利用料金の設定に係る協定の内容や市民への優遇処置についてはという問いに対し、利用料金は指定管理者が設定するものであるが、公共施設としての設置であったので、当時の新庄町として公費の持ち出しをできるだけ少なくすることと会員の利用料金はできるだけ低額にしてもらいたいと希望して、民間の施設よりも低額の5,000円の料金となった。施設の運営をうまく行っていくためには2,000人程度の会員数が必要であり、この人数が集まるか不安な状況であったので、市外からも会員を募集して、できるだけ多くの会員を集めることが大事であるとのことから、利用料金は市内、市外の区別をしないこととなった。成果配分については、この利用料金で10年間の予定表を出してもらって、5年間の契約の区切りをもって経過を見ていくこととなり、管理料が決まっていたので、会員数が予想を上回った場合には、その上回った分について必要経費を差し引いて双方で折半することになり、きょうまでの経過で、大体1年間で4,000万円程度の分配金を受けている。市民への優遇処置ということについては、利用料金は市内市外とも同じ料金としているが、高齢者や障害者の支援事業が始まっており、その事業に、うまく施設を利用して現在も教室を幾つか持っていたいただき、市内の関係の人にサービスを提供してもらっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号議案についてであります。

質疑では、今回の改正で、個人住民税の寄附金控除の対象として条例で追加できるようになったが、主としてどこが対象となって、現状のものよりふえるのかの問いに対し、現行は県内に事務所を置く共同募金会、また日本赤十字社となっている。今回改正後も同じという規定としているが、地域の住民の福祉の増進に寄与するということで、社会福祉法人等をその対象として今後検討していきたいという答弁があり、また、住民税を年金から天引きするという改正について、対象の人は何人になるのかの問いに対し、来年の10月から実施という中で、平成20年度課税において年金特徴の対象となるのは2,000人と考えているという答弁があり、また、国の制度としてどうしようもないものではあるが、住民の生活が大変になってきている中でどのように考えるのかの問いに対し、窓口で住民の方の声を聞く中では、未納ではないのに強制的な特別徴収の方法の選択はできないのかとの声を随分聞いており、この

年金特徴については、住民税の課税対象となる人で、受給者の約2割の人が対象になる。今回の国の法改正については、地方6団体からの強い要望で、効率性は図れるという観点から行われたものであり、今後の高齢化の進展から、効率性は高くなっていくというふうに考えている。住民の方へは十分に説明させていただき、理解を得ていかなければならないと考えているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号議案についてであります。

質疑では、新庄小学校区の学童保育所の建設に係る設計委託料について、人数的なことなど今までから問題になっていたが、なぜこの時期になったのか。また場所についてはの問いに対し、国から学童保育に対するソフト事業について、登録人数が71名を超える学童保育所については平成22年度から補助金がなくなることと、この補助金の来年度に向けての見込みが立ってきたので、補助金申請に設計書等がこの年度末に必要となり、今回の補正をお願いするもので、場所については、新庄小学校の体育館の西側で、現在駐車場になっているところを予定しているという答弁があり、また、図書館費の図書購入費の補正について、3月の予算委員会のときに、減額すべきではないとの意見でかなり大きく議論されたが、増額の補正をされた経緯や貸出冊数の状況はの問いに対し、基本的には現在の貸出冊数は前年度と比べて減ってはいないが、充足率を考えると、今年度中に補正をして、必要とする図書を購入して充足率を上げていきたいと考えているので、検討した結果、補正することになったという答弁があり、また、まちづくり交付金事業で実施する道路橋りょう工事に起因して発生した農作物の賠償について、一方的に市の管理責任となるのか。川の増水の状況や雨量計算等、工事の設計に係る市と設計者の管理責任はどうなっているのかの問いに対し、設計の計算は、過去10年間における10月から3月までの渇水期の中で、平成17年の2月の22ミリメートルという降水量を基準に算定したもので、現地から約400メートル上流の地蔵南橋の断面積を基準に、流域面積や流出係数などの数値により、毎秒5.5トンという流下流量を計算したもので、この設計基準を満足しているものとして、1メートルの高密度ポリエチレン缶を3本併設して毎秒5.574トンの能力で工事を行ったものであるが、田植え時期と重なり、雑草やごみ、ビニールなどが流れ込んだために1本の管が詰まり、オーバーフローになったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上ですが、このほかにさまざまな質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第11、議第48号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第48号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定しました。
日程第12、議第50号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第50号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定しました。
日程第13、議第51号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第51号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定しました。
日程第14、議第52号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第52号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 葛城市税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

国の地方税法改定による市税条例の一部改正であります。幾つもの改定のあるものがございます。

まず、寄附金の控除対象の見直しであります。

個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象とされている寄附金のうち、市条例で定めるものを追加できるものとされているものですが、当市では、共同募金会、日赤への寄附だけということでありましたが、社協やNGO法人など、順次適用の拡大が必要ではないかというふうに思います。

また、住所地以外の地方公共団体に寄附を行った場合にも、住民税の寄附控除ができるふりさと納税が導入されますけれども、地方交付税の削減によって地方財政が逼迫を見ているもので、ふるさと納税というような手法だけでなく、国は本来の地方への財源保障こそ、まずすべきものだというふうに思います。

次に、株式配当、譲渡益の優遇税制の事実上の2年延長と譲渡損益の通算の仕組みの新たな導入など、金融資産、配当所得を持つ富裕層だけが恩恵を受けるもので、庶民には定率減税の廃止や高齢者控除の廃止をしておきながらの金持ち優遇税制は認められないものであります。

さらに、来年10月から個人住民税の年金からの天引きをするというものであります。

葛城市では、約2,000人がその対象となると言われております。年金からは既に所得税や介護保険料が天引きされ、この10月からは65歳以上の年金世帯の国保税も天引きされることになっています。年金から自動的に徴収するシステムは、行政にとって都合のよいシステムと言えるのですが、住民にとっては有無を言わず天引きされるもので、住民の痛みや苦しみを全く無視したやり方と言わなければならないと思います。

こういった一連の地方税制の改悪であり、それを受けての市税条例の一部改正であり、到底認められないものでありますので、反対といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 議第53号 葛城市税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本案につきましては、平成20年、今年の4月に地方税法の一部改正されたことに伴います。葛城市税条例についても改正するものであります。よって、賛成といたしたいと思います。

この改正の主なもの、寄附金制度の充実によりますふるさと納税の創設に伴う改正、また、65歳以上の方を対象にした個人住民税の年金からの特別徴収の制度をプラスするというものであります。

まず、ふるさと納税につきましては、本市におきましても10月よりスタートされるわけですが、税金がアップとなりますよう、しっかりアピールをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、年金からのいわゆる年金特徴、天引きについてでございますが、これは国の制度改正によるものでありまして、我々この市議会の場において議論できないということについては非常に残念と思います。事務上の効率化、また納税者の利便性ということだけでなく、住民の声、気持ちということをしっかり受けとめて理解をしていただくよう、窓口で課せられる役割は大きいと思います。そのことを忘れないよう、説明というものをきちんとしていただくことをお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定しました。
15分まで休憩をいたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時16分

西川議長 次に、日程第18、議第60号と日程第19、議第61号の以上2議案を一括議題といたします。
本2議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、岡島君。

岡島民生水道常任委員長 去る12日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました2議案につきまして、17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第60号議案についてであります。

質疑では、この補正によって集団健診は當麻保健センター、新庄健康福祉センターにおいて、平日は6日間の医師10人、休日は4日間の医師12人の合計10回で、医師22人を配置しての今回の補正予算計上となったが、どの程度の受診者を見込まれておるのか。また、6月に案内され、先行実施されている医療機関での個別審査等の実施状況について説明を求めたいという問いに対し、集団健診の受診者の数については970名を10回の健診で想定している。また、個別健診の今までの数については、現在でわかっているのは60名ほどである。ただし診療報酬のカルテが回ってくるのに2カ月ほどのブランクがあるので、詳しい数は把握していないという答弁でありました。

また、報酬の単価については、国の補助単価からオーバーした分は市の持ち出しになるが、実際に市が単独で出すのはどのぐらいになるのか、奈良県内の医師会で統一した集団健診の報酬ということにはならないのかという問いに対し、医師会の対応はそれぞれまちまちである。葛城市においても決してこぞって賛成して参加しようという体制にはなっていなかったという状況である。医師会の命令下のもとに10名の方に参加いただいた状況である。初めてのことであったので、それぞれ意見等もあった。最終的に医師会のトップの方と保険者との合同の協議によって決定したと聞いている。財源については、特定健診に係る2,929万4,000円のうち2,457万3,000円を一般財源として予算計上しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号議案についてであります。

質疑では、今回の補正によって介護給付費準備基金積立金の現在高が7,954万4,000円になる。平成19年度の事業収支の実績から考えれば、平成20年度の実質収支は黒字が考えられるが、さらに積立金がふえるのではないかと考えられる。第3期事業計画を通して、現在の現在高をどう評価されているのかの問いに対し、平成19年度の事業計画17億1,277万2,000円に対し、執行額15億8,860万4,422円、対計画比92.75%の執行である。平成20年度の今の給与の

状況を見ても、90%余りで執行がなされており、平成20年度においても基金が積み立てられる状況であると予想している。一方で、第4期計画で策定委員の意見をいただき、見込み等を踏まえながら、これから計画していく積立金は今後に備えての準備としていきたいと思っているという答弁があり、また、この答弁に対して、どうしてそのような執行率になるのか、どのような要因が基金の残高を増加させているのかという問いがあり、平成18年度の第1号被保険者の認定が1,247名であったことに対し、平成19年度では1,296名と、予想に反して横ばいであった。介護給付については、老人保健施設が開所されたが、入所が少なかったため、施設入所としての費用が大幅に少なかった。一方、伸びた要因としては、介護老人保健施設がふえていることにより、通所リハビリ、食費、居住費に当たる特定施設入所者生活介護等がふえてきていることが考えられるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

終わります。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論採決は1議案ごとに行います。

日程第18、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議第55号から日程第23、議第58号まで、以上4議案を一括議題といたします。

本4議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、吉村君。

吉村都市産業常任委員長 去る12日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました4議案につきまして、18日午前9時30分より委員会を開催し審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第55号、議第56号、議第57号の3議案につきましては関連があり、一括質疑、一括討論とし、採決のみ1議案ごとに行いました。

質疑では、今回の賠償額の算定方法はの問いに対し、ネギが出荷できる状態にあった段階で被害に遭われた農家には、県の中部農林振興事務所に反当たりのネギの収穫量や単価について問い合わせ、収穫量を反当たり4トンで計算し、実際の出荷単価を掛け、経費分として一律4割を差し引き、次期作付の土壌改良等の費用として1割を上乗せして算出した。また、種をまいた時点で被害に遭われた農家の賠償額は、それまでに実際にかかったビニールや除草ガス、薬品、種代などの経費に次期作付の土壌改良等の費用として1割を上乗せして算出したという答弁がありました。

そのほかにも若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、議第55号、議第56号、議第57号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号議案についてであります。

質疑では、まちづくり交付金事業としてやられているこの工事については、平成19年の12月議会で補正予算として3億600万円を組んだにもかかわらず、地元大字との協議が不足していたために、平成19年度中には取りかかれなかったというふうに思われる。また、当初の計画から、工事箇所が変更されたり、工事のやり方でJRと市が別々に行うことになっていたものが、今回の工事協定では全てJRに委託する工事に変更されたことなどを考えると、目先のことでやられているとしか思えないので、これらの理由について教えてほしいという問いに対し、この計画は、工場誘致をし、税収や葛城市の人口の増加を見込んでの区画整理事業、公園事業と道路事業の3つの事業を一体にした事業であるが、財政の厳しいときなので、事業の見直しについて内部で協議した結果、経済効果が出る区域までを取りあえず計画として進めていこうということで工事箇所の縮小をした。また、JRとの協定の変更については、当初はJRの意向で、軌道敷についてはJRが、軌道敷までのスロープ部分については市がそれぞれ行うことに決定していたが、工事を行う過程等を考え、再度協議した結果、やはり一対の工事としてやっていった方がよいということになり、JRに全て委託することになったという答弁がありました。

また、この事業については、当初から地元大字からの要望だというふうに説明を聞いてい

るが、地元大字からは、市から道をつけたいという話があったので、道をつけるのであれば、ここまでやってほしいとお願いをしたと聞いているので、その辺の確認をしたいという問いに対し、ことしの7月30日に、地元の役員さんに寄ってもらい、地元から要望があったのかどうかの確認をしたが、平成3年、平成4年に地元大字から信号設置の要望をしたとき、道路の拡幅をしなければ設置はできないというような経緯もあったので、地元大字としては以前から要望があったと認識しているとの回答をいただいたという答弁がありました。

また、要望として、今回の事業計画全体が非常に甘いと思うので、しっかりと計画を立ててやってほしいという意見がありました。

反対、賛成の討論があり、採決の結果、起立少数で否決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第20、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

(「議長、動議」の声あり)

西川議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 私は次に議題となっております議第58号議案を委員会に再付託し、継続審議することを
求めたいと思います。

その理由を述べさせていただきます。

まず、この議案は、地方自治法第96条第1項5号の規定、この規定により市長が議会に対し議決を求められているものであります。本来我々議会が3月定例議会において慎重に審議し可決した本年度予算の中での契約の締結というものは市長の予算の執行権に属する事項であります。しかし、政令の基準に従い、葛城市では1億5,000万円以上の契約に対し、その事務執行というものを適正ならしめるために議会の関与というものが認められ、本件議決を求められているものであります。言うなれば、この工事協定に当たり、金額は妥当であるのか、不正はないのか、また不適切な事務手続はなかったのか、そのような議論、チェックを議会に求められているというふうに解釈すべきであります。しかし、先ほどの委員長の報告では、そういった契約実務に対する話はございませんでした。

9月25日ですが、新聞報道によりますと、県内奈良市議会が戸籍電算化の委託契約を否決したと、県内でも同様に否決したというふうな掲載がありました。しかし、その理由というものは、他市の同事業、同じような事業に対して、比べて金額が高いというものであり、契約そのものの問題点を指摘されているわけであります。

そういう点からいって、先ほどの委員長報告では、本工事の協定締結が否決ということでございます。協定の相手方でありますJR西日本との締結事務の中で何か不適切があったのかと、市民に対し不安感も与えかねないと私は思います。

しかし、都市産業常任委員会の中で意見が出ておりました事業計画そのものの議論、これは貴重で大切であると思います。もっとそういった議論を深めていただきたいというふうに私は思っています。だからこそ、もう一度再付託し、継続審議というものを申し立てます。

私は、先週ですけれども、この事態に関して総務省に電話をし、総務省行政課というところでしたけれども、今葛城市で議論をしているこのようなケースの考え方について相談を求めました。そこで、電話に対応してくれた担当者がおっしゃったのは、まず予算というのは法律と同じで、そのとおり執行する義務がある。それはあなたたち議会がつくったんでしょと、このことを前提としてくださいということをおっしゃいました。その上に立って手段や金額など、特に問題のない契約議決に反対することについては、私に対応してくれた方の意見というものは、あなたのまちの3月議会の予算審議は何だったんですか。これを一番に言われました。

さらに、そういった方法をとられるのであれば、長ではなく議会そのものが住民に対し整合性のある説明責任を当然に負いますよというアドバイスも受けました。

また、先ほど申し上げたように、1億5,000万円以上の契約のみ議会に諮られるわけですが、1億5,000万円未満の工事だったら、議会に諮られない契約の締結であれば、議会はどうか対処されたのか。住民からの疑問も生まれますよと。地方自治法では、葛城市では1億5,000万未満の契約というものは長の専属的権限とされ、議会の関与は排除されている、これが法でございます。結論として、賛否の理由というものについて法的に制限はないということはおっしゃいましたが、課題は大きく残るでしょうということでもございました。

以上、葛城市民の多くの生活の足となっている、またされているJR西日本との協定に何ら瑕疵がないというのであれば、本議案は継続審議とし、より議論を深めていく必要があると考えます。

以上の理由により、本議案は都市産業常任委員会に再付託し、継続審議とすることを求めます。

議員各位、皆様方のご理解とご賛同を賜りますようお願いして、終わります。

以上です。

(「賛成」の声あり)

西川議長 ただいま藤井本君から提出された議第58号議案を都市産業常任委員会に再付託し継続審査とすることを求める動議は、賛成者がありますので成立しました。

藤井本君の動議を議題とし、起立により採決を行います。

議第58号を都市産業常任委員会に再付託し、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。よって、議第58号を都市産業常任委員会に再付託し、継続審査とすることを求める動議は否決されました。

日程第23、議第58号について討論に入ります。

討論はありませんか。

休憩します。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時41分

西川議長 再開いたします。

議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、亀井君。

亀井議員 ただいま上程になっております議第58号 工事協定の締結について(和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改良工事について)に賛成の立場から討論をいたします。

平成17年3月に採択されたJR大和新庄駅周辺地区における都市再生整備事業計画における基幹事業の一つである道路事業の中で計画されているJR架道橋の改築工事に係る委託工

事の工事協定締結であり、この計画に盛り込まれた基幹事業であります。

J R大和新庄東側において施工中の土地区画整理事業とも関連する重要な事業であります。現況の架道橋は、高さ3メートル、道路幅員5メートルであります。この計画では、高さ4.5メートル、道路幅員7メートル、歩道2メートルの道路形状を予定されており、国道24号線より、J R線を越え、市の東へ通行できる大型車通行可能な踏切は市内近接では計画地の架道橋約900メートル南側にある県道寺口・北花内線のほかにはなく、今後市街地開発等が見込める市東部地域への幹線道路としての役割は大きいものと考えます。

また、この道路につきましては、平成8年度に策定した新庄町都市計画マスタープランに補助幹線道路として位置づけられた道路であり、新市の都市計画マスタープランにおいても地域幹線道路として整備を推進すると明記されております。都市再生整備計画にある利便性の高い駅周辺及び田園環境と調和した生活環境の創造に向け、住宅系市街地の形成や駅前としての機能強化を図るためには、この事業の実現がぜひとも必要であると考えます。

この事業におきましては、旧新庄町の時代から継続事業といたしましてかかってまいったところがございます。そうした観点から、旧新庄町の町会議員であります方々はいろんな議論を重ねて今日にまいったわけでありまして。そうした観点から、この事業はぜひとも実現せねばならないというふうに思うわけでございます。

以上のことを申し上げまして、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第58号の工事協定の締結について、反対の立場から討論を行います。

本工事協定の締結は、葛城市が発注する和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事について、葛城市と軌道の所有者である西日本旅客鉄道株式会社の当事者が協議、交渉し、合意の上基本協定及び提案されている協定金額3億482万円の年度協定等の基本事項を定め、架道橋改築工事を西日本旅客鉄道株式会社に委託をしようというものであります。

地方自治法が定める競争入札等による契約ということではございませんが、本協定も契約の一種であり、貴重な市民の税金で賄われる公共工事の執行行為であります。地方公共団体の契約事務は、当然、競争制や公平性、透明性を有するものでなければならないとする地方自治法第234条の趣旨を尊重されなければなりません。

法第2条第1項第13号に規定されている地方公共団体はその事務処理をするに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの地方自治運営の能率化の基本原則に準拠した契約でなければなりません。

ところが、本事業が設計もJ R西日本に委託しているもとの、基本協定金額9億3,673万円、年度協定金額3億482万円で決定され、合意に至った経過を見ても、法が求める競争性や公平性、透明性が考慮された形跡が伺えないものであります。協定の金額、年度協定の金額はいずれも設計価格、予定価格に相当するものであります。工事施工後において、この協定金額を下回り、結果として経費の削減につながるという見通しがございません。

契約の原則とされている競争入札では、予定価格での発注は考えられないものであります。

しかも設計も工事も委託という競争制のない契約では、地方自治体の運営に強く要請されている最小の経費で最大の効果を上げることなど到底できないものであり、容認できないものであります。

経済が停滞し、地方自治体財政の悪化が進行するもとで、むだな浪費、公共工事の入札にかかわる高落札率や談合などに対する市民の批判は厳しいものがあります。鉄道の所有者に任せておけば間違いがないからといって安易に工事を委託することは今日の社会情勢を理解しないことであります。設計監理の委託はやむを得なかったにしても、工事の発注は、JR自身が承認している業者を初め、軌道法や交通法にかかわる工事請負の資格を有し、実績ある業者を選定する条件付一般競争入札、または指名競争入札を採用することは当事者間の協議交渉によって実現可能なことであります。

JR任せの工事協定の締結は以上の理由をもって認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程をされております議第58号 JR和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事協定の締結についての賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの賛成討論でも述べられましたように、この事業は平成17年に議会で採択された都市再生整備計画に基づき、基幹事業である道路事業の中で計画されたJR架道橋の改築工事にかかわる委託工事の締結であり、重要な事業の一つであります。

平成12年、旧新庄町時代から長年にわたりまちづくり事業として特定保留地域の指定を受け、市街化へ向けてJR大和新庄駅東側周辺の土地区画整理事業が進み、将来この地域に形成される多くの住民また商業の地域幹線道路として、訪れる市民の大切な生活道路となる事業整備でございます。

今この時期に締結する必要があるのか。公共工事は自治体の単独事業でできる事業価格であるならばそれでもよいでしょう。しかし、国道24号線を結び、幹線道路となるこの計画で、道路幅員の拡張や軌道部分の拡張など、一連の工事価格は、国の有利な補助事業にあわせて実施し、できるだけ自治体の負担を抑えた中で計画に定めた事業を進めるべきことが望まれるべきことではないでしょうか。

今大事なことは、まちづくりにとって有利な補助を利用しながら行政負担を最小にして、最大の経済効果に結びつくことを努力することがこのまちに住む多くの市民の方が望むことであろうと思うところでございます。

平成16年10月、葛城市が誕生し、新庄、當麻旧町からそのまちのそれぞれの歴史が織りなすまちづくりに対する思いが当時の合併協議の中で議論され、先輩各位の昼夜にわたる協議がなされた末に、新たな期待の中で新市計画が生まれたことは十分理解をいたしております。

しかしながら、それぞれのまちが年次計画のもとで進められてきた事業は、今度は葛城市の事業として受け継ぎ、年度の中で区切りをつけながら実施をしていく、その一方で新市総合計画で計画された事業についても、社会状況、情勢を見据えながら、住民のニーズにこた

えた事業を進めていくことがこれからの葛城市行政の果たすべき使命であると思うところでございます。

これからのところでございます。今回の架道橋改築工事におきましても、さきに述べました一連の区画整理事業と関連した重要な事業でございます。葛城市の新しいまちづくりにとっても、市の東部地域への幹線道路としての役割は非常に大きな機能を持つと伺えるところでもあります。このような事業を工事協定の締結時期に及んで見直すことなど、反対理由には理解できないものでございます。

以上の意見を申し述べて、賛成の立場といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

12番、野志君。

野志議員 平成16年に合併いたしましたわけでございますが、合併したら新しいものを考えていかなきゃならん、頭を切りかえなならんという話はよく聞いています。私もそうやっております。しかしながら、そういう話の、今の賛成討論の中にもバックしているんです。そやから、私は今言いたいのは、平成16年の4月ですか、そのときに、新庄當麻合併協議会第13回に何が出ているか、あるいは平成15年何が出ているか、それをもう一度よく見ていただいて、そして、この議題に入ったらどうかなということでございます。

休 憩 午前11時56分

再 開 午前11時57分

西川議長 はい、どうぞ。

野志議員 そういうことを述べまして、本案に対しまして、継続審議じゃなしに反対です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、山下君。

山下議員 私は、議第58号の議案に対しまして反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど動議も出てまいりましたけれども、我々がこの3月議会で予算を可決して、それに対してその審議はどうであったのかというお話がございました。しかしながら、ことしに入ってからまちづくり特別委員会であるとか、そのほかの場所で、担当の課長から我々議会議員に対して説明があった内容というのは、平成16年に地元柿本大字の方から要望があり、市としても非常に重要な道路であるから、それを国の方に申請をして、補助事業としてやっていくというお話でございました。

しかしながら、平成16年度当時の柿本大字、また、それ以降の柿本大字の区長さんからは、行政に対して一切の要望もしていなかったということでございます。また、平成3年、平成4年のときに、国道24号線の道路で信号をつけてほしいというのがあって、その信号をつけるためには道路を拡幅しなければならない。だから、そのトンネルまで大きくしますというのは余りにも飛躍をし過ぎた要望の解釈の仕方であろうというふうに思います。

また、当該の担当の課長は、地元の要望であり、地元との協議を重ねて、ある程度地元の理解を得られたので、昨年補正予算、また3月の平成20年度の本予算を上程し、可決をしてもらったということでございますけれども、地元の協議も、昨年の10月18日に協議をして、

そのときには、地元の中で、これではまだまだ納得ができないと、また、ちゃんとした図面をかいて見直してほしいというお話があったにもかかわらず、あたかも地元が合意をして、この道をつくることに対して、またこのトンネルを拡幅することに対して合意をしたかのような印象というか、その前提で我々議会議員に対して予算案を上程してきたわけでございます。

これこそ市民の代表である議会議員に対して情報の説明責任が全くなされていない。また、虚偽の情報によって我々議会議員の判断を狂わせていると思わざるを得ないという状況でございます。

また、先ほど反対討論の中で、平成15年の合併協議会、また16年の合併協議会というお話が出てまいりましたけれども、この葛城市というのは、旧新庄町、旧當麻町2町の合併によって成り立っているわけでございます。平成16年10月からスタートしたこの市でございますけれども、当然、新しい市になって、新しい体制で葛城市をつくっていかうという状況のもとでスタートしていくために、それまで何回も何回も、両町の議会議員の代表、また民間の方の代表がお集まりになって合併協議会をしてこられたわけでございます。その合併協議会の話し合いの中で、この道路の拡幅の問題については、これは今我々は承知はできないということになって、この事業はやらないでほしいという話し合いの結果になったと聞いております。

しかし、それが、合併をして葛城市になってから、区画整理事業は今ここでは問題にいたしませんけれども、継続事業という形で。

西川議長 要点を、要点。

山下議員 あんまりしゃべったらあきませんの。

西川議長 いや、要点を言うてください。

山下議員 要点をしゃべっているんですけどもね。

合併協議会の中でそれが了承できないということになっていたにもかかわらず、葛城市になって、これが継続事業として出てきたというのは、当初の約束を、下賤な言い方で言いますと、破ったという言い方をせざるを得ないわけであります。

また、この事業が計画をされ、東側は川の堤防のところまで、西側は柿本大字の中を通過して、イムラ封筒の横を抜けて北側に抜ける道をつけるという絵がかいてありましたけれども、実際に工事をしたいという段階になりますと、途中まで、高田領内は高田市が予算化をしてくれないので、そこから先はできません。また、24号線から西側は、これも予算の関係か何かわかりませんが、できませんという形で、堤防まで抜けれたら多少利便性はあるのかなというふうにも思えたんですけども、その計画も中止とは言いませんけれども、今のところできない。

また、堤防の県道が拡幅をされていけば、もちろん利便性というのは高まっていくんですけども、県の方ではまだ調査費を計上しているような段階で、まだまだ、いつその工事に入れるか、またその工事が採用されるかどうかともわからないというようなところで、経済効果が出る範囲でという、そのおっしゃっている意味が私には理解ができないのでありま

す。

合併のときから、合併の前からいろいろと議論を重ねてきて、区画整理事業なり、この道路の事業なりということをしてこられましたけれども、でも、その計画性のなさというか、先見性がなかったのかもしれませんが、それは時代の流れが悪かったのかもしれませんが、その流れに巻き込まれてしまった区画整理に賛成をしていただいて、協力をしていただいている市民の方には本当に申しわけないなという思いはいたしますけれども、でも、なぜそのような計画を、私から言わせればずさんな計画を立ててきたのか、やはりもっと本当に経済効果が出るように努力してこられなかったのかという思いを伝えさせていただいて、反対の討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。本案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。よって、議第58号は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後2時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24、発議第12号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

14番、南君。

南 議員 ただいま議題となりました発議第12号 葛城市議会会議規則の一部を改正することにつきまして、提案理由の説明をいたします。

本年6月18日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律で、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設されることに伴い、この法律の規定を引用している第159条(議員の派遣)に係る項番号の改正を行うものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することになっています。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明といたします。

議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第12号議案を採決いたします。
本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、発議第13号 学校耐震化に関する意見書についてを議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。

6番、阿古君。

阿古議員 ただいま上程賜りました発議第13号 学校耐震化に関する意見書について説明させていただきます。

学校施設の耐震化については、さきの国会で地震防災対策特別措置法改正案が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところです。各地方自治体においても積極的な取り組みが始まっていますが、あわせて各自治体の厳しい財政状況の中で苦慮している実態も事実であります。ついては、政府においては、今回の緊急措置にあわせて次の対策を講じられるよう強く要望いたします。

1、地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、全ての公立学校の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。2、地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。3、補助率のかさ上げが行われたが、実際の工事単価との格差により、自治体負担が増嵩している実態も見られるため、改築、新增築などに当たっても補助単価の補正ルールなどの設定を行い、きめ細かい対策を講じること。4、耐震診断も行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助率のかさ上げなどを検討すること。また、一次診断と二次診断の結果により補助率の変更がないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第13号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26、発議第14号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

11番、岡島君。

岡島議員 発議第14号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書について説明させていただきます。

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長団である我が国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%から80%削減するという積極的な目標を掲げたところである。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因としては、石灰や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められている。その新エネルギーの中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万キロワットであり、ドイツ、米国などとともに世界をリードしてきた経緯がある。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール（パネル）の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国民導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となった。

こうした事態の打開に向けて、福田総理は、経済財政改革の基本方針2008や地球温暖化対策の方針福田ビジョンにおいて、太陽光発電については世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とすると目標を示したところである。環境立国を掲げる我が国が太陽光発電世界一の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、総理のリーダーシップのもと、政府各省が連携を緊密にとりつつ、具体的には住宅分野、大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野、さらなるコスト削減に向けた技術開発分野、普及促進のための情報発信・啓発分野の各分野に対し支援策を打ち出す必要があると考える。

よって、葛城市議会は、政府に対して太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望するものである。

1つ、国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予定の拡充。1つ、分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度

の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進。1つ、国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度整備。1つ、導入コスト低減にかかわる技術開発促進策の推進。1つ、太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進。1つ、生産企業への積極的支援策の促進と太陽電池資源確保に向けての国際的施策の推進。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第14号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27、発議第15号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第15号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書について説明させていただきます。

本年5月13日に、道路特定財源に関する基本方針が閣議決定され、これまでの道路特定財源を一般財源化することが政府の方針として示されましたが、地方では防災対策、通勤、通学、救急医療などの面においても依然として道路整備が必要であり、また過去に整備した道路に関する公債費、維持管理費の増大や老朽化した橋りょうやトンネルの維持補修などにさらに財源を要する状況です。

道路財源の一般財源化を検討するに当たっては、こうした道路整備や維持管理等に支障が生じないように必要な財源を確保していることが必要と考えます。とりわけ地方においては、現在の道路特定財源が4割程度にとまっていることも勘案の上、次の重点事項の取り組みを要請いたします。

1、道路財源の一般財源化に当たっては、地方税分及び譲与税分、さらには交付金補助金として地方に配分される財源について、地方枠として維持すること。2、改めて各地方団体

に配分する場合の枠組みについては、これまで道路整備がおこなわれている地域により重点的に配分するよう配慮すること。また、地方の自由度を拡大するような新型交付金などの創設を行うこと。3、本年度の暫定税率の執行等に伴い発生した歳入欠陥等については、全額を地方特例交付金により補てんするなど、政府における適切な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 提案されています発議第15号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書案について、反対の立場から討論を行います。

道路特定財源の制度ができたのは昭和29年でした。当時は都道府県の舗装率は6%、相互交通ができる改良率は22%で、おこなわれている道路整備を優先的に進める財源が必要との理由でありました。

それから半世紀がたち、舗装率は97%、改良率は83%になりましたが、近年は東京アクアラインのように交通予測を大きく下回る高速道路が全国につくられ、むだな道路をつくり続ける自動装置となって、国や地方自治体に重い負担を押しつけているわけであります。

さらに、ことしに入って、国土交通省で職員用のマッサージチェアなどの支出が発覚するなど、多くの国民からむだ遣いの温床との声が噴出したところであります。

この国民の批判に押され、福田前政権は道路特定財源を廃止し、平成21年度から一般財源化する方針に転換をいたしました。道路特定財源は、生活者の財源として暮らしに身近な分野に使うとし、医師不足や地球温暖化対策、教育など具体例を挙げております。しかし、一般財源化に当たり、地方の道路財源の確保、維持などの条件はつけておりません。これまで道路特定財源の一般財源化が議題に上るたびに、地方には道路がまだ必要だという声にはね返されてきた歴史からすれば当然のことであります。

一般財源化に当たっては、一切の条件をつけないことが何よりも重要であります。むだな高速道路の整備を優先させ、地方の通勤通学道路など生活道路の整備費や道路の維持管理費、補修費を削り、地方の道路整備をおくらせてきたのは政府与党自身であります。

地方の道路整備を理由に一般財源化に条件をつける本意見書案には賛同できないものであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川西君。

川西議員 ただいま上程されております発議15号 道路特定財源の「一般財源化」に関する意見書採択案について、賛成の立場から討論させていただきます。

本意見書につきましては、政府与党が道路特定財源を2009年度から一般財源化する方針を決定し、実現に向けた協議を開始するに当たり、地方自治体において今後も必要とされる財源確保に対して要請する内容となっております。

道路特定財源とは、原則として道路整備のみに使われる自動車関連諸税を原資とする国と地方の財源であります。自動車利用者を道路建設の受益者と位置づけ、道路費用を負担してもらう制度です。1953年の揮発油税を皮切りに、以後、順次創設または拡充され、現在6つの税目が道路特定財源とされております。

道路特定財源の使途の拡大も含めた見直し、また一般財源化に関し、検討の必要性の議論が政府内でも本格化し、そうした中、納税者の理解を得られるものとして、電線の地中化や、また道路と鉄道などの立体交差を初めとした交通安全対策の交通停滞解消対策、バリアフリー対策など、徐々にその使途が拡大されてきております。

自民公明の与党は、本年4月28日、道路特定財源を2009年度から一般財源化するために与党協議会を設け、速やかに検討に着手することとして、与党協議では、4月11日の政府与党決定、道路関連法案等の取り扱いについてに基づき、必要な法改正について、年内に成案を得て、国会に提出し成立を図ることを自公両党の党首が確認したところであります。

この秋の税制抜本改革時の議論では、道路特定財源の一般財源化に向けて自動車関連諸税の見直しについてもしっかりと議論されるところであり、今後、地方自治体の各事業実施において重要な財源確保の観点から、特定財源、一般財源化されることに関して、意見書にある事項は地方財政の取り巻く状況から、しっかりと取り組んでいただきたい項目であると思えます。

本市の総合計画に基づき、まちづくり事業の今後における財政確保から見ても、本意見書の採択は必要なことであると思われれます。

以上の見地から、意見書採択に賛成といたします。

議員諸氏のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第15号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、発議第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第28、発議第16号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第16号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について説明させていただきます。

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米など、国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして、国民生活に重大な影響をもたらしています。

また、米や穀物の価格高騰は世界的にも深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の食糧サミットが開催され、7月の洞爺湖サミットG8でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、地球温暖化による気候変動、世界人口の増加、発展途上国の経済成長、大量の穀物のバイオ燃料への転用、ヘッジファンドなど巨額の投資資金の穀物市場への流入等々、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後影響はさらに深まることが懸念されています。

こうした中で、日本では、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されていますが、ことし4月には価格高騰の影響で初めて不落札になり、予定した輸入ができないという事態になっています。

これ以上日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは国際的な価格高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるを得ません。国内では生産過剰が米価下落の原因であるとして、減反の押しつけによる生産調整が拡大、強化されていることからしても、ミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の義務であるかのように言いますが、本来輸入は義務ではなく、輸入の機会の提供に過ぎません。国際的に米や穀物の需要が逼迫し、先般決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取りざたされています。今求められているのは、従来の枠組みにとらわれることのない危機的事態への対応です。よって、次の事項を実現することを強く要請します。

1、ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより発議第16号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29、発議第17号 葛城市非核平和都市宣言に関する決議についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

6番、阿古君。

阿古議員 ただいま上程を賜りました発議第17号 葛城市非核平和都市宣言に関する決議について読み上げさせていただきます。

葛城山と二上山の懐に抱かれ、悠久の歴史と文化の共生する葛城の地に葛城市が誕生しましたが、先人の努力を継承し、平和で豊かな葛城市を後世に引き継ぐことは、現在に生かされている私たちの責務でもあります。

しかし、地球には全世界の人類と文化を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在し、核兵器からの恐怖をぬぐい去ることができません。

我々は、人類唯一の被爆国民として、戦争の放棄、恒久平和を誓った日本国憲法の花神に沿って、世界における核兵器の廃絶と軍備縮小に向けて積極的な役割を果たすべきであります。

あの広島、長崎の惨禍を再び地球上に繰り返さないために、我が国の国是である非核三原則、つくらず、持たず、持ち込まずを守り、我が行政区内にいかなる国の核兵器の配備、貯蔵はもとより、飛来、通過することも拒否するとともに、近隣自治体とも協力して、核兵器の廃絶、世界平和に向けて努力するために、葛城市はここに非核平和都市となることを宣言します。

議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第17号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30、一般質問を行います。

申し上げます。

去る9月12日の通告期限までに通告されたのは5名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。

通告順に従い、質問を行います。

最初に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まずは防犯灯の設置についてお尋ねします。

防犯灯につきましては、各大字よりの要望により設置されます。ただ、以前より予算特別委員会等でも意見を述べましたが、大字間の設置についてはまだまだ手薄のように感じます。特に山間部におきましては、集落から集落の間、防犯灯も少なく、道自体も真っすぐに見通せるところばかりではないため、これから早い日没を迎える季節を前に、例えばクラブ活動等で帰宅の遅くなる中学生など、保護者にとりまして不安の要因ともなります。葛城広域子供安全メールによりますと、葛城市に限ったことではありませんが、最近、町中での不審者、変質者出没等のメールの配信が目立ちます。通学路はもちろんのこと、通学路以外でも十分な防犯灯の設置が望まれるところです。改めて葛城市の防犯灯、特に大字間の防犯灯の調査をする必要があるのではないのでしょうか。

また、防犯灯の新設には2分の1の大字の負担が必要になります。人口に反して広い面積を有する小さな大字にとりましては負担も大きいものになります。場所によっては、市による設置も考えるべきではないのでしょうか。答弁を求めるものです。

次に、2年後に開催されます平城遷都1300年祭に関連しましてお尋ねします。

せんとかん、まんとかん、な一むくんとキャラクターばかりが先行している感があります。この事業に関しましては、奈良県全域での盛り上げが必要であり、葛城市としましても、市外、県外の方たちに自分たちのまちを知ってもらおう絶好のイベントであると考えます。

実際に県の記念事業協会では、市町村テーマイベントとして、市町村モデルイベントと広域イベントの事業を予定されています。そのうちの市町村一事業とされています市町村モデルイベントにつきましては、1300年祭のテーマに沿った協会の補助事業とされていますが、葛城市としましては、葛城市を最もアピールできるイベントにすべく、こういった方向性で進めようとしておられるのか、現時点での市としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

また、より多くの方々が葛城市を訪れてくださるためにはPRが必要になってきます。もちろん県からの案内もいいでしょうし、葛城市の観光案内パンフを主要駅や高速のパーキングエリア等に置くことも有効だと考えますが、一つ提案としまして、このPRに名刺を活用してはいかがでしょうか。これはことしの3月より愛媛県の今治市で実施されているものですが、市内の観光地の写真を印刷した名刺台紙を市で作成し、希望者に無料配付されていることです。ただ観光地の印刷だけであれば、もう皆さんもなさっておられると思いますが、

ユニークなのは、裏面が市内の文化施設や温泉、宿泊施設で利用できる割引券になっていることです。葛城市でしたら、例えば相撲館の入場料の割引であるとか、各協力が必要ですが、先般の商工まつりのときのように、當麻寺の各寺院の割引拝観料の案内を印刷するのも一つだと思います。名刺でしたら、それぞれの方が市外や県外の方と交換なさいますし、いわばそれぞれが葛城市の宣伝マンとなるわけです。PRの一つの方法として一度検討されてはいかがでしょうか。

質問は以上です。再質問は自席にて行わせていただきます。

西川議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、5番吉村議員さんのご質問の1点目でございます。大字間の防犯灯の設置ということでございます。

現在、市といたしましては、葛城市の総合計画の1つ目の政策の柱でございます安全が守られ安心して暮らせるまちづくり、これを推進するために、各大字が設置をいただきます防犯灯の新規設置事業に対しまして、補助金交付要綱によりまして事業費の2分の1を助成させていただいていると、こういう現状でございます。ちなみに平成19年度で各大字で設置をいただきましたのは57基でございます。補助金額は74万5,158円でございます。

また、本年度現時点ではございますけれども、設置の基数は58基でございます。補助金額88万1,000円ございまして、本年度は既に半期で昨年度の実績をオーバーしているといった現状でございます。

議員からご質問いただいております大字間の防犯灯の設置につきましては、今まで議会あるいは議会の委員会、区長さんの方からも、ご要望いただいていたところでございます。したがって、総合計画の安全安心なまちづくりをより一層推進していくためにも、大字間の防犯灯の設置につきましては、今後各大字のご負担を減らしていくと、こういった方向で来年度予算に反映ができるようにということで検討を進めさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 企画部長。

米田企画部長 5番、吉村議員の2点目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

平城遷都1300年記念祭は、本年8月に開催の500日前のスターティングイベントが実施されまして、2010年の開催に向けまして、いよいよカウントダウンの時期に入っております。

本記念祭は、奈良市内の平城宮跡事業だけでなく、奈良県内全市町村がともに賛同し、各市町村が主体となって全県的な展開をすることにより、記念祭を盛り上げ、地域の観光力や活性化の向上を目指す趣旨から、各市町村においてもモデルイベントが開催される予定でございます。

葛城市におきましても、この記念祭を葛城市をPRする絶好の機会ととらえまして、今後とも記念事業協会と連携、協議を図りながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

なお、この市町村モデルイベントにつきましては、ソフト事業で1回に限りますが、事業費で上限はありますが、補助される予定であります。

そうしたことから、新たな事業を興すのではなく、既設の事業で工夫を凝らしながら1300年記念祭との関連づけをしながら、せつかくの機会でもありますので、2010年の単年度事業に終わらず、2010年以降も継続して開催できる事業と考えているところでございます。

モデルイベントの内容でございますが、本市には幸いにして豊かな自然環境と歴史、文化遺産がございます。そうした魅力を十分に活かして、奈良県に来られた観光客が葛城市にも足を運んでいただけるような内容といたしまして、葛城市を奈良県の観光ルートの一つとしてイメージづけできればと考えているところでございます。

なお、記念事業協会では、さまざまな機会をとらえ、県内各市町村のイベントを県内外へ広報する予定と聞いております。市主催のイベントのみならず、商工会や観光協会など主催のイベントも含めまして、記念事業協会と積極的に連携して検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、観光の担当でございます商工観光課といたしまして、現在考えておりますことをご答弁申し上げたいと思います。

ただいま企画部長より答弁がありましたように、新たな事業を興すのではなく、既設事業を中心にいたしまして現在調整を図っているところでございます。

まず、現在実施しておりますぼたん祭り、けはや法要、わんぱく相撲、葛城市を散策ウォークしていただく葛城物語探訪、葛城の里探訪、これらを協会からの補助金で事業拡大を図りまして、平城遷都以後も継続できるようなものをと考えております。

また、相撲館では、現在、相撲甚句の日を定め、練習を公開、インバウンド政策にも協力いたしまして、外国人の方の入館無料化、また南阪奈を利用されましての入場者には割引という制度を行っているところでございます。

それと、本年8月には、関西テレビで放映されました「8月10日、僕らは花火を上げる」の舞台にもなりまして、葛城市の名前をPRすべく、スタッフからロケ地、また小道具の協力についても行ってきたところでございます。今後もこういった協力要請には積極的に行いまして、葛城市のPRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 5番、吉村君。

吉村議員 それぞれの部長よりご答弁いただき、ありがとうございました。

防犯灯につきましては、今部長の方から、負担を軽減する方向にといううれしいお答えをいただきました。明るいからといって犯罪がなくなるというものではないでしょうけれども、暗いなど感じる場所を少しでも減らす、そのことが犯罪の抑制にもつながると思いますし、また夜間の不法投棄防止ということからも役立つのではないかというふうに思います。今後全面負担になるのか、幾らぐらいの負担になるのかわかりませんが、各大字の要望に、より明るいまちになることを期待しておきたいというふうに思います。

それと、明かりということでもう1点要望ですけれども、以前に一般質問もさせていただ

いておりますけれども、主要な道路、またはあるいは主要な箇所、そこにソーラーによる街灯の設置をお願いしたいということです。これは防犯というよりも災害時用ということでしょうか。

先般、県の防災訓練もありましたけれども、平成10年の台風7号でも皆さん経験なさっておられますように、災害時に停電になりますと、本当にまち中の明かりが消えて真っ暗になります。そのことだけでも不安な気持ちに陥りますけれども、まして地震など、もっと大きな災害に遭いました場合には、避難所に向かう住民でパニックということにもなりかねません。そのためにも、せめて広域避難所までの道、またはポイントになる場所に、こういったソーラーの街灯を設置すべきだというふうに考えます。そうしますことで、ソーラーによる明かりが目標でもあり、また安心感にもつながるのではないかというふうに考えます。

今葛城市には世界に誇るソーラーの企業があります。企業のイメージアップ、そして住民の安心感のためにもぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

この件に関しましては、市長の考えを改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、平城遷都1300年祭の市町村モデルイベントに関してですけれども、先ほど部長のお答えでは、既設の事業で工夫を凝らしという答弁をいただきました。一過性に終わらせないという点につきましては私も賛成するところです。せっかくのこの機会を今後活かせるイベントの内容であるべきですし、葛城市のイメージとして定着できるような企画であるべきだというふうに考えます。

先ほどの部長の答弁の中では、豊かな自然環境と歴史、文化遺産の魅力を十分に活かすということもおっしゃっています。具体的に何か案でもありましたら、この機会にお示し願いたいというふうに思います。

それから、開催時期についてなんですけれども、これから事業協会にこういった案を提出なさいますけれども、イベントの内容にもよるでしょうけれども、梅雨の時期を避けるとか、とにかく観光客が動きやすい季節に持っていく、こういったことが一人でも多くの方に葛城市を訪れていただくということになるのではないかというふうに思いますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、葛城市のPRについてですけれども、既に観光課でいろいろと案を出されているようで、頼もしい限りです。先ほど部長が答弁なさいました相撲館への外国人の入館無料化ということも新聞やテレビで取り上げられていましたけれども、なかなか面白い企画だなというふうに思いました。この先もどういったPRを考えられるのか楽しみにするところですけれども。

先ほど言いました名刺に関してですけれども、今治市では、こういった名刺を5種類用意されています。5つの今治城であったり、瀬戸内海に浮かぶ橋であったりとかの写真なんですけれども、この5種類を各20枚で100枚1セットにして1,500セットを無料で提供なさっています。希望者には2セットまでということなんですけれども。この裏面ですけれども、裏面が1ステップと2ステップに分かれていまして、まず1ステップで文化施設、これは5つ案内してあるんですけれども、この5つの中の1つでも訪れると、ここに判こを押してもら

って、その判こがある人が、今治は温泉も宿泊施設もあるんですけども、観光課所管の施設、右の割引が受けられるということで、これがこの1枚の名刺で2人まで。ですから、1ステップで1人、四隅に切り取り線があって、1人参加したら1枚切って、2人こう切るわけですね。それで次の施設に行くときには、また1人、2人と、これで2人まで利用できる。割引の利用が受けられるということになっています。

これをなさってからは、やはり文化施設の利用者がすごくふえたというふうにおっしゃっていましたが、葛城市もこの平城遷都1300年祭で、奈良を訪れたらこれを見て、ああ、葛城市にも寄ってみようかなと思っていただけるきっかけになるのではないかというふうに思います。

もちろん台紙ですから、住所氏名はそれぞれ自分で印刷して使っていただくわけですけども、今治市はこれを予算、製作費用が105万で、100枚1セットで1,500セットを作成されたということです。

名刺というのは、当然ですけども、初対面の方とこういうふうに変換するわけですよ。私なんかでも、こんな印刷もないですから、こうして渡すと、特に県外の方ですと、葛城ってどんなところですかと、何があるんですかと言われるんですけども、こうして写真でやると、一部ですけども、市のイメージというのがわくと思います。それと、裏面を見て、これは全部で9カ所の観光地の案内があるわけですから、初対面の方との話題づくりにもなるというふうに思いますし、まずこの1セット、2セット持って帰られた方、交換するとき裏面のことを知らなかったら交換できませんので、その方がまずは葛城市を一番知ることになるというふうに思います。そして、その方が100枚、200枚と渡し切るところにすごい立派な宣伝マンになるわけなんですけれども、この100枚1セットを1,500セットということは15万枚ですよ。全部渡し切ってですけども、これで15万人の方に葛城市を知ってもらおうということになるし、また裏のものを利用すれば、もっと多くの人に葛城市をアピールできるんじゃないかというふうに思います。

ご自由にお持ち帰りくださいというパンフレットと違って、この名刺でしたら必ず相手に伝わりますし、捨てられないというメリットもあるというふうに思いますので、これは今治は裏は割引券でしたけど、もっとほかにアイデア次第ではいろんな利用ができるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひPRの一つに考えていただけたらいいというふうに思います。

それから、PRという点につきまして、もう1点、市歌についてなんですけれども、私、これで今治に電話したときに、ちょっと担当者にかかりますで待ちになったんですね。そのときに軽快な音楽が、歌が流れてきまして、その担当者の方に、今流れていたのは市歌ですかというふうにお尋ねしましたら、たまたまそこは日本最小の野間馬というのがいて、そのテーマソングやったんですけども。それを聞きましたときに、うちの市歌がまちの音楽に向いているかどうかわかりませんが、市歌を利用するという事は、この間の決算特別委員会でも、せっかくつくったんだからいろんな場所で市歌を利用しようという話もありました。こういうところにも、いろんな面ということでPRできるんじゃないかとい

うふうにも思っています。

これら市のPRにつきましても、市長のご意見を伺っておきたいというふうに思います。

西川議長 市長。

吉川市長 吉村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の防犯灯にかかわります質問をいただきました。

部長が答弁をいたしましたように、大字間のことにつきましては、もう一度よく調査をするということに内部的になっておりまして、そのことによって、部長が答弁いたしましたように、大字の負担をできませんでしたらしないような形をとというようなことをございます。しかし、今までの経過もあるわけをございますので、その辺を踏まえながら検討をしていきたいというふうに思っております。

先ほど、部長の方から、できたら来年度の予算に反映をさせたいという答弁もありました。そのように検討をしていきたいというふうに思います。

また、もう1点のソーラーによる街灯の件をございます。

ご意見をいただきましたように、市内にはいわゆるソーラーにかかわります世界に冠たる企業があるわけをございます。常々そうしたことの関係から、当工場の工場長さん、あるいは社長さんなりにそういうお話を申し上げてまいりました。一部當麻庁舎、新庄庁舎に防犯灯を寄附もしていただきました。その段階では、まだちょっと価格的に高いこともありまして、会社としては、これからいろんな面でコスト軽減を図っていくための努力をしていくというふうなこともおっしゃっていたわけをございます。災害時のこともおっしゃっていただいたわけをございますので、そのことにつきましては、さらに検討を加えながら、できましたら、一遍に行かないわけをございますけれども、部分的にでもそういうふうな取り入れができるものであれば積極的に対応していきたいというふうにございます。

また、遷都1300年の事業につきましてご質問をいただきました。また、それらのPR、名刺にかかわっての提案もいただいたわけをございます。

きのうも遷都1300年の記念イベントということで、大阪と奈良のボランティアガイドの皆さんが、自主的にそれぞれの地域のボランティアガイドをかっていただきまして、そういうイベントがあるわけをございますけれども、きのうは竹内街道と當麻寺を散策するというふうなテーマでしていただきまして、当初は300人を超えるような方々が参加される予定であったそうをございますけれども、安全上の問題があつて人数の制限をしたというふうなことをおっしゃってございました。

私もお招きをいただきましたので、出発式で歓迎のあいさつをさせていただいたわけをございますけれども、そうした熱心な方々が集われて、この機会に奈良県をしっかりとアピールしていこうというふうな意気込みを見せてもらっているところをございますので、我々行政といたしましても、この遷都1300年を何とか盛り上げ、あるいはまた、それを機会に、地域の活性化や観光行政につなげていきたいと。

先ほど部長が答弁いたしましたように、一過性で終わるんじゃないしに、これが一つの発端となってさらに発展していくように、いろんな面で企画をしていくように、今、内部的にい

ろんな検討をしているところでございます。

そうした中で、先ほどご意見がございましたように、名刺のことも一遍よく調査を、またいろいろとお教ををいただいて、本市に合うような方法があるのかどうかというふうなことも併せて担当の方で検討をさせていきたいというふうに思います。

以上です。

西川議長 5番、吉村君。

吉村議員 市長より丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

防犯灯に関しまして、来年度予算に反映していただくということで、今まででしたら本当になかなか地域はこちらの地域だけど利用する人は隣の大字の方ということとかありまして、また、小さな大字になりますと、なかなか予算も少ないですので、そこまで手が回らないという点がありましたので、ぜひ市の負担で設置していただけたらというふうに思います。

それから、ソーラーによる街灯につきましても、部分的でも積極的につけていきたいというふうにおっしゃってくださっています。費用の面が問題になるというふうに思いますけれども、ぜひ企業との話し合いで、協力をいただきながら、ぜひこちらも検討願いたいと思います。

それから、平城遷都1300年祭につきましては、まだ2年というか、もう2年しかないというか、最後まで遅々として進まないなど、県としても進まないという思いがしていましたけれども、新聞等を見ていると、500日前のスターティングイベントが実施されてからは、少しずつではありますけれども、この事業に向けて動き出したという感もあります。今、市長もおっしゃっていました、昨日は當麻の方でリレーウオークもあって、それも新聞報道されていましたけれども、葛城市におきましても、市の観光課と、それから県の記念事業協会と連携して、葛城市らしいモデルイベントを打ち出していきたいというふうに思いますし、また、PRにつきましても、名刺の件もそうなんですけれども、いろんな角度からさまざまな方法でPRをしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時27分

再 開 午後3時41分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番山下和弥君の発言を許します。

1番、山下君。

山下議員 議長のお許しを得て、私の一般質問を始めさせていただきます。

吉川市長の4年間の任期の中で、私がさせていただく最後の質疑になるかと存じますので、この4年を振り返り、正確に言いますと、私が市議会議員になってから今日までの3年間に吉川市長に対して行ってきた質疑の総決算というようなものをしていきたいと思って

おります。

さて、私が初めて一般質問をした内容は、吉川市長がいつもおっしゃっておられる特色のあるまちづくりということについてでありました。私はその中で市長の施政方針を読ませてもらうと、全ての分野で、これもやります、あれもやりますという形になっていて、特色というものが見当たらない。吉川市長のおっしゃっている特色とは何でしょうかという質問をいたしました。

すると、市長からは、自然と歴史遺産を大切に、市民の参画を得ながら協働のまちづくりをしていきたいという答弁がございました。

私はこの答弁を聞いて、少し私の聞いていることとピントがずれているんじゃないかと思ったとそのときに答えた記憶をしておりますけれども、いま一度この答弁を振り返ってみても、市長の考えておられる特色のあるまちという外観が見えてまいりません。何に力を入れていきたいのかわからないと申し上げた方が適当かもしれません。

しかも自然と歴史遺産を大切にというフレーズであらわされるような予算措置が一切行われていないということで、私には、では、どうして自然と歴史遺産を大切にしていくのかという問いが浮かんでくるわけでございます。

葛城市には、歴史的な遺産がたくさん存在しております。相撲の発祥の地でもあり、中将姫伝説で名をはせてもおります。飯豊天皇陵があり、日本最古の国道でもある竹内街道もございます。しかし、ことしの4月から、形だけ商工観光課が新設をされましたが、予算規模は昨年と全く同じであり、しかもひどいことに、当初予算の段階で職員の給料が9月分までしか計上されていないような状態でございました。

お金をかけることだけがいいことだとは言いませんが、でも観光に力を入れると言いながら、何も金銭的な対策を講じていないという現状はどういうことなのでしょうか。

確かに昨年から相撲館ではけはや座場所を開催したり、また、先ほどから答弁もありましたように、さまざまなイベントを行っているということは知っております。しかし、それは担当の職員が自分のついでに相撲部屋に声をかけて実現したもので、予算は葛城市観光協会から出ているものでございます。ほかのイベントも、現場の職員が少ない予算の中で工夫をしながら実現している現状であります。でも、果たしてそれだけでいいのでしょうか。やはり行政が主導して、観光に来てもらいやすいような条件整備していくことが必要なのではないでしょうか。

職員の裁量でできることは限られております。お金がなければ知恵を出し合って最良の方法を考えていくことは非常によいことだと思いますけれども、最低限のインフラの整備は行政の責任だと思います。

なぜ今まで観光に力を注ぐと言いながら、それが実現できなかったのかということをお答えいただきたいと思います。

次に、市民の参画を得ながら協働のまちづくりというところでもございますけれども、3年前に、私は北花内で地域の皆さんと一緒に、子供の安全を図るために、ボランティア北花内の会を立ち上げ、2年前には青色パトロール隊を立ち上げました。青色パトロール隊を立ち

上げるときには、私は一般質問で市長にお尋ねをさせていただきました。

子供たちを守るために、地域の皆さんが立ち上がって青色パトロール隊を結成しました。これは自分たちの子供や孫だけではなく、地域に住んでいる子供の役に立ちたいから始めることであり、地域のコミュニティの活性化にもつながる活動であるので、行政としても何らかの補助はできませんでしょうか。

そのときに、市長は、事業にもいろいろあって、県がすべきもの、市役所がすべきもの、地域ですべきものと段階に応じて担当すべきものが違って来る。この青色パトロールは市役所が取り組んでいるので、地域が取り組むからといって市役所が補助すべきものではないというような趣旨の答弁をいただきました。吉川市長、これは本当に市役所が、市役所だけがすべきもので、地域がすべきものではないのでしょうか。これこそ市民との協働で地域の安全を守るということではないのでしょうか。言っておられることとやっておられる行動というのが矛盾しているように私には思えるのです。確かに青色パトロール隊は人数的に非常に苦しい状態で、毎日乗車していただく人を確保するのに四苦八苦しているという状況ではあります。しかし、子供たちのためにというボランティアのメンバーの皆さんの思いがこの活動を支え、毎日のパトロールにつながっているのです。メンバーの皆さんは、雨の日も風の日も、お盆と正月を除いて毎日パトロールカーを走らせてくれているのです。この活動は地域ですることは無謀なのでしょうか。行政が後押しすることはできないのでしょうか。市役所だけがやればいいような活動なのでしょうか。こういった地域の活動を支えずして何が市民との協働なのでしょうか。

市民との協働に関する吉川市長のお考えを示していただきたいと思います。

続いて、市政全般に関する質問を幾つかしていきたいと思います。

まずは、今回契約案件が議案として出てまいりましたJR東地域の区画整理事業とその関連事業についてでございます。

区画整理事業については、もう既に着手され、あと一区画を残すのみとなっておりますので、それに関して私は言うつもりはございません。しかし、この事業とそれに関連して今回出てきたJRの下をくぐる道路について、平成15年の旧新庄町、旧當麻町との合併協議会で新市建設計画には入れないということが決まっていたにもかかわらず、なぜ旧新庄町の継続事業として事業を継続されたのでしょうか。

そのことを、旧當麻町の町長を初め、執行部や町会議員の皆さん、また住民の方は知っておられたのでしょうか。納得をして合併し、事業の継続を承認していたのかということについてお聞きしたいと思います。

それに関連して、区画整理事業の今後の展望についてであります。昔新庄町長が足高町長さんだったころ、現在の疋田地区で区画整理事業が持ち上がったと聞いております。この事業は、地元に対する説明不足によって成立しませんでした。そのときでも、足高町長さんの構想の中には、疋田地域に近鉄の駅を新設して、その受け皿としての区画整理事業がありました。

さて、JR東地域の区画整理事業ですが、1時間に1本しか電車が停車しない駅で大量に

住宅地を確保して、どのような方をターゲットにどのように宅地販売していくおつもりなのか。JR新庄駅の西側のマンションも売れ行きは伸び悩んでいるとお聞きしておりますが、このような状況の中でどうしていく算段であるのかお聞かせいただきたいと思っております。

それと、隣接する道路についてであります。私にはどうしても納得できないのは、まちづくり特別委員会で理事者が事業の説明をするのに、平成16年に地元からの要望で道路の拡幅の話があって、その後、地元との協議を重ねて合意を得たというお話と、地元の柿本大字の役員さんが説明をする内容の違いでございます。

先日の都市産業常任委員会では、理事者は、平成3年に柿本から国道に信号を設置してほしいという要望があって、現在の道路幅では難しいとの話を受けて、この道路に着手したと説明をなされましたが、信号の設置のために9億3,000万円のトンネルをつくることは全くのナンセンスでありますし、それだけの巨額を大字からの要望で使うことの意味を見出すことができません。

しかも、この道路については、当初説明されていた東は葛城川の堤防まで、西は柿本の中をかって北に抜けるというものが議会に何の説明もなしに計画変更され、中途半端な道路になっています。これを市長は、経済効果が得られる範囲でというふうに説明しておられますが、このような中途半端な道路にどのような経済効果があるのでしょうか。それはどういった試算に基づくものであるのか、幾らぐらいになるのか説明をいただきたいと思っております。

堤防の県道が拡幅され、利便性が高まればこそ、そこに対して接続することは意義があるのかもしれませんが、現在は県の方でも調査の段階で、道路が拡幅されるものなのか、されないものなのか、また、そこに至る大和高田市領内の計画には、この道路の延長部分が全く入っていないということを確認するに至っては、何のためにこの道路の拡幅を急いでおられるのか、理解に苦しむところであります。

それにつけ加えて言うならば、理事者が説明をした平成16年に地元からの要望があったというのは、平成15年の合併協議会で、この道路の拡幅は新市建設計画には含まないと取り決めた後での話で、そもそも地元からの要望があったと説明する1年前の合併協議会でこの道路の話が出ているのがおかしなところではありますが、たとえ平成16年に地元からの要望があったにせよ、合併協議会でこの道路はだめだと取り決めた後なのですから、全体計画として15億円もかかる道路を継続事業として国に事業計画を提出し、補助金の申請をすることは、合併にかかわった全ての方の、また葛城市民に対してのうその約束をしてなし崩し的に事業を無理やり遂行しているとしか思えません。区画整理事業や道路事業全てに関してずさんで計画性もないとしか思えないのであります。

これでだれが迷惑をこうむるのかと言えば、この事業に協力してくれた市民や、また税金を納めていただいている市民にほかなりません。自分たちのずさんな計画を棚に上げて、この事業に反対している議員がいると、市民の皆さんが損をするのはそんな議員がいるからだと言っている手腕には感嘆するばかりですが、現在見通しの立たない事業に無理やり税金を投入してむだ遣いをするのはそろそろやめにはしませんでしょうか。

何か確かな見通しがあるなら、それをお聞かせ願いたいと思っております。

続いて、企業誘致について質問をいたします。

確かに未来に対する投資は必要でありますし、葛城市の継続的な発展のためには税収を確保するための企業誘致が不可欠なことは私にも理解できます。しかし、将来の税収をふやすための投資であるならば、そこには必ず費用対効果というものがなければ、ただのむだ遣いになってしまいます。これが例えば教育に対する投資であるとか、福祉に対する投資であるならば、私も費用対効果というものを持ち出してはきません。でも、企業誘致は税収をふやすという確たる目的がありますし、雇用の確保という問題も含んでおります。であるならばこそ、シビアに費用対効果ということを考えていかねばならないと思うのでございます。

今回、薑地区で企業誘致のために橋りょうの整備や道路整備、土地整備、上下水道に合わせて3億円程度の投資がなされておりますけれども、具体的にどの企業から、いつから葛城市で操業して、毎年どの程度税収が見込まれるのか、市内からの雇用がどの程度確保される見込みなのか教えていただきたいと思っております。

続きまして、市役所の透明性についてであります。

先日の100条委員会の賛成討論でも申し上げましたが、私は昨年に職員の残業時間についての資料の提出を求めたところ、最初はクリーンセンターなどの職員の分を省いた資料を渡されました。私が、クリーンセンターの分はなぜ含まれていないかと問うと、クリーンセンターの分は別に管理しているからという返事があり、その後、クリーンセンターの分も含めて資料が欲しいと言わなければ、資料は提出されませんでした。後に提出された資料は改ざんされた資料でしたが、それは100条委員会の中で追求されることなので、ここでは問いませんが、本当に人事を管理している担当課で全てを把握していないのか、全くもって不思議でなりません。不思議と言うか、どういったシステムになっているのか奇々怪々であり、余りにばかげていて聞く気力も失せてくるのですが、なぜ担当課で全ての人事関連事項を掌握できないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、どういった判断基準で情報公開をしているのか。そこのところがあいまいで、不都合な資料は議員には出さないという指令があるのかもしれませんが。全く同じ資料を請求しても、議員によってもらえる資料が違ったり、住民の方が請求したら、その資料は存在しないだとか、出せないというふうに全くもって情報公開を曲解しているというか、不透明極まりない情報公開に対してどのようなお考えをお持ちなのか教えていただきたいと思っております。

また、それに関連して、葛城市では、各部長は部署に所属する職員の残業時間は報告されずに、そのまま担当部長の企画部長のところを経由して会計課の所に行くということですが、これがもし間違っていたらご訂正いただきたいと思っております。そうすれば、所属部長は、今回の100条委員会のような問題が発生した場合に全く責任をとらなくてもいいんですか。企画部長ないしは会計課のチェックに全てかかっているということなのでしょう。そのあたりの責任の所在のあり方も全然わかりませんし、ずさんな管理システムと、そうしなければならなくなった理由があると思っておりますので、それについて伺いたいと思っております。

次に、これは具体的な話で申しわけございませんけれども、クリーンセンターの関連の質問をさせていただきたいと思っております。

今回の問題があって、その後調べてわかったことをございますけれども、これはクリーンセンターの事務職のことをございます、新庄クリーンセンターの職員と當麻クリーンセンターの職員の処遇について、合併してから市役所幹部が隠してきた事実があったということをございます。

新庄クリーンセンターの職員は、出勤してタイムカードを押すと、自動的に特殊勤務手当ないしは危険手当、これはどちらかわかりませんが、1,500円分が加算されるということをございますけれども、當麻クリーンセンターの職員は、同じようにタイムカードを押しても何の手当もつかない、そういう状態が4年間継続して行われてきたことについてであります。

新庄クリーンセンターの職員も當麻クリーンセンターの職員も同じ葛城市の職員ではないでしょうか。なぜ勤めている場所が違うだけで待遇に差が出るのでしょうか。1日1,500円、これが4年間続きますと150万円の差が出てくるわけでありまして。これはどういう理由によってこのような手当の差があるのでしょうか。私は別にその手当をつけてほしいと言っているわけではございません。でも、理由の通らない手当をつけている理由と、それを新庄側にだけ出してきて、その理由についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

合併をしてすぐの状態、職員の給料格差など、余計に気を使わなければならない時期に、このような状態で放置をしておられた。いや、隠しておけばいいという気持ちがあったのではないのでしょうか。公平公正にしていくべき立場にありながら、4年間もこの状態を放置してきた理由についてお聞かせいただきたいと思ひます。

まだまだ聞きたいことはたくさんありますけれども、時間の都合でこの程度でさせていただきますと思ひますけれども、しかしここまで質問をしてきて思ひましたのは、市長におかれましては、この4年間、大変なご苦勞であったと思ひます。新生葛城市の初代市長としての職責を全うするのに力を注いでこられたと思ひますが、残念ながら私には市長のおっしゃるような特色のあるまちづくりが見えてきませんし、まちづくりのビジョンが見えてまいりません。特に残念に思ひるのは、行政の隠ぺい体質が全く改善されないということをございます。これからは市民に情報公開を徹底して、できるだけ市民の皆さんに判断していただく材料を提供することが求められておりますのに、時代に逆行するような情報操作や改ざんなど、かえって市民を欺くような方向に向かっていると思ひざるを得ません。これは放置しておけば市民を間違ひた方向に導いてしまう結果にもなりかねません。葛城市の市民税は40数億円しかありません。それで一般会計分120億円の所帯を賄うことは到底かないませんので、むだなもの、要らないものを徹底的に省いて早急にスリム化を図らなければならないときに差しかかっているのは市長も私も同じ意見であると思ひます。

そんな時期だからこそ、葛城市の潜在能力を正當に評価するためにも、正確な情報を開示するべきだと思ひます。今現在の行政の体質では、正確な情報を望むべくもありませんので、早急な体質改善を求めたいと思ひます。

以上、質問とさせていただきます、次からの質問は自席にて行ひます。

西川議長 企画部長。

米田企画部長 1番、山下議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

お答えにつきましては、私の口からさせていただける部分だけにとどめさせていただきたいと思ひます。

合併後の市政運営につきましては、住み続けたいまち、住んでみたいまち、葛城市の創造を目標に、新市の基本的な計画である新市建設計画に沿って全力で取り組んでまいりました。また、本計画をベースといたしまして、多くの市民の参画と協働を得ながら、平成18年の10月にまちづくりの基本となる総合計画を策定し、それに沿った市政運営を行っております。4年間で、新市建設計画の主な事業で言ひますと、学校教育、文化の充実、創造におきましては、白鳳中学校の校舎地震補強老朽改修事業、新庄小学校、北小学校体育館地震補強改修事業、また生活環境の整備におきましては、新市地域防災計画策定、消防施設整備、また都市基盤の整備につきましては、磯壁・新在家線、水道連絡管工事等が計画の中で既に完了したものでございます。

次に、主な事業の中で、事業継続中のものとしたしましては、白鳳中学校の武道場の整備事業、各小学校校舎、体育館、地震補強改修事業、子育て支援整備事業、農村振興総合整備事業、コミュニティバスの整備、防災防犯整備事業、中道・諸楯線等がございます。又、特に合併時から全ての施策に共通して行っている負担は低くサービスは高くという基本的な考え方は、苦しいながらも現在も守っているところと思っております。

しかしながら、ご承知のように、合併後のさまざまな社会情勢の変化、とりわけ合併協議後に急遽浮上してまいりました三位一体の改革によります合併当初全く予定をしていなかったような大変厳しい社会情勢に見舞われているところであります。

今後の取り組みとしたしましては、葛城市の特性を考慮した中で、市民ニーズを的確に把握し、特にニーズの高い施策に重点を置くという視点で、今までのサービス面を含めて検討して、総合計画に掲げる悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市葛城の実現と行政経営の理念に位置づけられております自立した行財政運営による接続的発展が可能な都市づくりを目指して頑張ってまいりたいと思っております。

私の口から答えられる面につきましてさせていただきました。

以上でございます。

西川議長 市長。

吉川市長 1番、山下議員のご質問にお答えをいたしたい。

まず、1点目の特色あるまちづくりということで、歴史と自然を活用しながら一つの特色であるということは確かに答弁をいたしました。まさにそのとおりではないかなというふうに思っております。

葛城市の特色と言ひますのは、いわゆる山麓の緑豊かな自然と、昔から築かれてきました、また、それを伝承されてきました歴史遺産、そういうものを大事にしながら、それを今の時代に活用できるものは活用しながら進めていきたいと、こういうふうな答弁を申し上げたところでございます。

具体的には、今までから議会の方でもいろいろと提案をし、議論をいただいておりますと

ころでございますけれども、今言いますように、山麓地域の緑と自然を活かしながらのまちづくりと申しますのは、それぞれの拠点整備をしながら、あるいはそういうことによって、大都市大阪に距離的にも恵まれているところでございますので、これからの人口が減少していく時代に入っていくわけでございますので、そうした、先ほどから申しますように、自然、歴史、そうしたものを踏まえながら、レジャーや、あるいは観光や、あるいは体験農園や、そうしたことで大都市圏からのそうしたお客さんを受け入れていく体制づくりが大事であろうというふうに考えているところでございますので、そうした意味で、きょうまでいろんな機会にそういうお話を申し上げてまいりました。

具体的に、国の方との、あるいは県の方との折衝も続けているところでございます。そうした意味で申し上げてきたところでございます。

また、ことし、形だけ観光課をつくって、金もかけないと、こういうふうなご意見をいただきました。ご意見の中にもありましたように、金をかけるだけのことではなしに、先ほどから言っていますようないろんな材料を有効に使っていく、あるいはまた、後ほど協働のまちづくりも言われたわけでございますけれども、やっぱり先ほどの午前中の答弁でも申し上げておたわけでございますけれども、葛城市の観光ボランティアの皆さんや、あるいはまた、おっしゃっていただいている竹内街道の保存会の皆さんや、あるいは當麻寺の門前の祭事をきょうまで続けてきていただいていた、そうした方々とうまく協働しながら、資源を活かし、まちづくりをしていくというのが私のきょうまでの考え方であったわけでございます。

そうした意味で、少し視点が違うかもわかりませんが、私はそういう考え方できょうまで皆さんにご協力をいただいてまいったというふうに思う次第でございます。

また、職員がいろんな工夫をしてやっているだけやないかというお話もいただきました。職員が、行政の仕事として、そうした企画立案をし、行政としての方針を打ち出しながら事業をやっていくのは、これは当たり前なことではないかなというふうに思います。

そうした意味で、職員からいろんな意見が出てまいります。それを行政として外へ発信をしていくためには一定の手続が要るわけございまして、そういうことを思いながら、観光課を設置し、その機会に観光行政をさらに発展をさせていけたらなど、こういう思いであるわけでございます。

先ほどもご意見の中にもございましたように、一部では、そうしたことでの事業は具体的に立ち上がってきていることも事実でございます。そうした意味で、観光課の設置をしたところでございます。

また、最低限のインフラ整備が必要ではないかなと、こういうお話もございました。もちろんそういうことであるわけでございます。ところが、この4年間に一度にいろんなインフラ整備はなかなかできないわけでございます。できる範囲からやっつけよう。具体的には、例えば當麻寺領内で国宝級の整備もされました。その応援もさせていただいておりますし、また、防災防火施設の充実も図られてまいりました。それにも行政としての役割を果たさせていただいていると、そういうことがインフラ整備にかかわることではないかなというふうに思っております。

また、住民との協働のまちづくりの中で、北花内のボランティアの青色隊のお話をいただきました。あの当時、そうした事業を市として進めていこうという計画がございました。質問の中にもありましたように、その当時、行政は行政としての役割を果たしたい。地域の皆さんは地域の皆さんとしての役割をお願いしたいと、こういうふうなことであったわけでございます。

あの当時、市としては2台の青色灯車を準備いたしておりました。ですから、その、例えば先ほどもお話にございましたけども、運転手さんとかスタッフの皆さんの獲得が困難であるというふうな話もありました。

ですから、あの当時、私は区長さんにも、そういう面で、車は2台市の方で準備をしたと、そういう面で協力をいただけないかというふうなお話もさせていただきました。もちろん、いやいやうちはうちでこれで行くねんということであるとしたら、これは結構なことであるわけでございます。そのことによって、補助金がどうこうというふうなお話もございました。

自主的にお願いをする分、こういうことについては自主的な運営をしていただくというのが基本じゃないかなと思います。そういうことによって、行政としてどういうふうな支援の方法があるのかということではないかなというふうに思います。その中には、おっしゃるように、補助金の制度をつくって、補助金を流していくというのも一つの方法でもあるかと思えますけれども、先ほど言いますように、人的な協力体制も一つであるわけでございます。

したがって、そういうふうな考え方の中で、これから住民の皆さん方と協働したまちづくりをしていこうということの考え方を進んでいくならば、今申しますようなことを十分に話し合いをして、それぞれの事業に合ったそういうお互いの分野での義務、そうしたものが大変大事ではないかなと、私はそのように思う次第でございます。

次に、JRの関係のことにつきましてお話がございました。

まず1点は、新市の建設計画の話し合いの中で、午前中でしたか、この間でしたか、同じ趣旨のお話もあったわけでございます。新市の建設計画の話し合いをするとき、いわゆる今までの両町で引きずってきた問題をどのように位置づけていくかというふうな話し合いもさせていただいた、このことは以前のご質問にもお答えをしたとおりであるわけでございます。

そうした中で、いわゆる新市の建設計画の中に織り込んで事業をやっていく一つのメリットは、特例債、これをどういうふうに受けていくかというふうなことがその話の中の問題にもなっておったと記憶をしているところでございます。そんな中で、いろいろと新市の建設計画にかかわっての話し合いをさせていただいた記憶がございました。その新市建設計画に載っておらない事業については、山下議員の主張からいたしますと、それは事業としてアウトになったんだというふうなことを先日も申されておりました。私はそういう考え方やなしに、合併というのは、両町のいろんな思いをこれからの新しい市としてのまちづくりを、市民の皆さんの幸せづくりをいかにやっていくかということが大変大事な視点ではないかなというふうに思います。そうした中で、お互いに信頼感も大事であるわけでございまして、いろんなやりとりの中に、今申しますような信頼の上に立っての話し合いがあったわけでございます。そうしたことでございますので、新市建設計画にないものは事業としてアウトやという

ことは、これは間違いであると私は思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

また、道路のことにかかわりまして、例えば葛城川の堤防が、今、県でもまだそういう段階ではないと。これは旧の新庄町の時代から、10年以上もかけて県との折衝を行ってきたところでございまして、なかなかその話し合いが前向いて行かなかった。荒井県政になりまして、荒井知事さんは、道路は、いわゆるバイパスであったり、交通停滞を解消したり、そんなことだけの道路じゃなしに付加価値のついた道路計画をすべきであるというのが持論であるわけでございまして、そうした状況の中で、今申しますように、今までからいろいろと陳情活動を重ねてまいりましたけれども、なかなかうまく行かなかったわけでございます。先ほど工場誘致のお話もされました。知事は自分の4年間の任期の間に、県内で100社を誘致したいという目標を立てておられまして、それをそれぞれの市町村に協力を要請されております。

そういうふうな中で、先ほどお話をいただきましたように、本市は今現在2社の工場誘致の話し合いが成立をいたしました。普通であれば、今ごろ造成工事等が工場側の方でされているところであるわけでございますけれども、こうした景気の状態もありましたので、少しおくれているというのが今現在の状況でございます。

そういうことから、あるいはまた、先ほど一般質問のご質問にもお答えをしておりました。葛城市には世界に誇る企業もございます。それも近くにあるわけでございます。工場誘致を考えているところの近くにあるわけでございます。そうした状況を踏まえて、先ほど言いますように、県が考えておられる付加価値のついた道路整備というふうなことからいたしましたら、東南部のいわゆる道路網の整備については、県がおっしゃっていただいていることにぴったりじゃないかなと、こういうことをお話し申し上げながらきょうまで来ておりました。

先ほどもおっしゃっていただきましたように、そのことについて調査費もつけていただきました。具体的にこれから事業が進んでくると、こういう状況であるわけでございます。したがって、そういう計画ができたとしても、あしたから工事にかかれるものではないわけでございます。

前にも答弁をいたしましたように、公共事業の進捗というのは、国や県の補助金が適用なるものについては十分適用させていくために、長期間にわたって計画をし、それをそれぞれの年度にわたって実践をしていく、そういう仕組みになっておることは山下議員も十分ご承知だろうと思っております。そうした状況の中で、いわゆる道路事業というのが始まるわけでございます。そうした考え方で、あの道路の、東西の道路について、今まで議員の皆さん方ともご協議を申し上げながら進んできたというふうに私は確信をしているところでございます。

また、区画整理事業のことについてもお話をいただきました。JRが1時間に1本しかないのいうぬんというお話がございました。JRの近くにあることは事実であるわけでございますけれども、JRの乗降客だけを目指しているのではないわけでございます。先ほども企業誘致のところでも申し上げましたように、誘致ができ、あるいはまた、これからその工場が

さらに大きくなっていただく。従業員もふえてくる。そうした従業員の皆さんをできるだけ市内で生活をしてもらいたい。先ほども言いましたように、これからの日本全体の人口が減ってくる状況にあるわけですので、そうしたことを踏まえて、いわゆる企業のそうしたメリット、そういうことがうまく活かせないかというふうなこともございます。そのためには、先ほどから言っておりますように、道路の整備、いわゆるインフラ整備が大変大事であるわけですので。そうした思いで区画整理事業を進めてまいったところがございます。

ですから、いわゆる葛城川の堤防の拡幅工事が、そういう県の段階ではおっしゃっていたような状況であるわけですので。しかし、経済効果が出るようなところと私が申し上げましたのは、あの道路のこれからの実施をやっていくについての財源の問題がございます。先ほどからも議論がありましたように、あるいはまた、議会発議で議決をされましたように、道路特定財源が一般財源化をされると、そういうことになりましたら、その道路の計画をどのように有効に実施をし、あるいはまたおくれるということであれば、どこで一旦とめるのかというふうなことが大事であると。そうしたことの意味の中で、いわゆる行き詰まりの道路になるんじゃないしに、南北の道路と連携を深められたら、そこで一つの経済効果が出るんじゃないかと、こういうことを今までから申し上げてまいりました。きょう初めて言うんじゃないございません。

ですから、そういう観点に立って、あるいはまた、この道路や事業のことについて、これからの葛城市の財政状況やいろんなことを考えて、ある一定見直していくべきではないかということを経済効果を出てくるものと、こういうことを思いながら見直しを図ってまいったと、そういう状況でございます。

なぜ急いでいるのかというお話もございました。急いでいるわけじゃないわけでございます。

きょう否決をされましたJRの高架の工事につきましては、それこそ国の補助金の関係もございまして、先ほどから申しております効果の問題もございまして。JRの下を長年にかかってやっていくというのは国の方の補助金としての流れ方も、なかなかそうもいかないということになるわけですので、内容をいただいたそのことを踏まえながら計画をし、実践をしようとしたところがございます。

しかし、この事業については、午前中の議決の結果がああいうことになったわけですので、今後の対応については慎重に考えなければならないというふうに思っている次第でございます。急いでいるわけではないわけでございますけれども、一つの区切りがあるわけでございます。何遍も言いますが、その財源の確保の問題もございまして。市が思っているように、国がなかなかついてきてくれないわけですね。ですから、いろんな話し合いの中で、一つの機会を得たら、その機会を100%活かしていきたいという考え方から、今回の事

業の議決を必要なものについては議決をいただかなければならないと、こういう観点から申し上げてまいったわけでございます。

また、事業全体が大変ずさんであるというふうなお話もいただきました。あの地域は、特定保留地域ということで、平成13年に、次の市街化になる区域として大和都市計画において位置付けをされた地域であるわけでございます。昭和45年に都市計画法が施行されまして、いわゆる大和都市計画において市街化区域、調整区域、そういった区分がされました。その段階で、市街化区域がなかなか市街化になっていかないところ、調整区域が沿道サービスやいろんなことで逆に店が建ったり、そういうふうになっていくところがあったわけでございます。そうしたことで、市街化区域として設定された以上は、やっぱりなるべく早く奈良県全体の都市計画として市街化を図っていくことが大事であると。そのためには、いわゆる市街化区域の、もし市街化がなかなか進まないところについては逆線引きをというふうなお話もございまして。

ちなみに、これからの問題として、平成22年に大和都市計画が見直されようとしております。その奈良県としての考え方が先般示されました。このことは、また議会の皆さん方にも、あるいはまた都市計画審議会等で関係の団体の皆さん方にもご意見を拝聴しなければならないと、こういうふうに思っているところでございますけれども、そうした状況の中で、今言いますように、市街化区域をなるべく早く、あの当時は5年以内ぐらいに市街化を図っていけるようにということがございましたけれども、なかなか進んでいかないと。そういうことから、次に市街化区域になる予定のところは、特定保留地域として、具体的に次の見直しまでの間に市街化区域に向かっての計画を具体的につくっていかないと、そういうふうな指導もあったわけでございます。先ほど申しますように、この地域は平成13年に特定保留地域になりました。そのことを受けて、いろいろと地域の皆さんと話し合いをしながら準備を進めてまいったところでございまして。

西川議長 答弁を含めて、あと2分です。

吉川市長 ということになりましたら、山下議員の質問で、まだ残っているところもあるわけでございますけれども、あえて申し上げておきたいと思っておりますのは、一般質問をしていただくのに、隅々までその内容を知ろうとは思わないわけでございますけれども、こうして1時間と限られた時間の中でのやりとりでございますので、できましたら、今後は要点を、こういうことをという大きな要点でもお示しをいただいたら、あるいはまた、数字でお答えすべきものがあるとしたら、よりご質問をいただく内容を正確にできるんじゃないかなと、そう思いますので、今後のことにつきましては、そういうふうをお願いを申し上げたいと思っております。

西川議長 時間もう、ない。42秒。

吉川市長 ほんなら一応ここまでで答弁とさせていただきますと思います。

西川議長 どうぞ、山下君。

山下議員 市長から答弁をいただきました。それぞれについて事細かに説明をいただきましたけれども、その中で、やはり考え方の違いというのがよくわかったところもあります。また、市民との協働というところでは、自分たちでボランティアでやるんだったら、自分たちでお金を

出していくのが当たり前という考え方にはちょっとというか、かなり賛同できかねるところもありますし、また、事業に対する考え方も、またこれからの議会の中で、いろいろと質疑、追及していきたいというふうに思います。

また、答えていただけなかったことにつきましても、また後ほどいろいろと教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

西川議長 時間が来ましたので山下君の発言を終結いたしますが、答弁の漏れた分については、後日山下君にお答えをいただきたいというふうに思います。

山下和弥君の発言を終結いたします。

次に、3番、西井覚君の発言を許しますが、あらかじめ本日の会議を午後6時まで延長させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、3番、西井覚君の発言を許します。

3番、西井君。

西井議員 議長の許可をいただきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、鳥獣害についての質問をさせていただきますが、主な被害は今のところ農作物と思われるわけですが、鳥害については市内全域と考えられます。また獣害につきましては山麓一体が主と思うわけですが、まず担当者としていたしましては、被害状況をどのように把握されているのか。できれば金額ベース、本来は調査すべきと思いますが、少なくとも耕作面積でお聞かせ願いたいと思います。

今後の対策についてでございますが、特に年々ふえつつある獣害につきまして、新たな対策を講じるべきと思うわけですが、猟友会の委託、電気柵、防護ネット、わななどの対策だけではない新たな施策として何らかのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

私がなぜこの問題について特に意見を言わせてもらうかという理由は、禁猟区域に指定されていて、農家は鳥獣害に農家としての万全な駆除ができない。なおかつ昨今の農業資材の高騰により、利益ともおぼつかない農作物のわずかな利益の中から被害を抑えるために採算を度外視した多大な労力と防護資材の購入をされている現状です。このままの状況を軽視し続ければ、山麓地域から順次離農及び農地の荒廃が進み、降雨による災害の誘発などと悪循環が起こることが火を見るより明らかと思われま。

わずかな私の一つの提案ではございますが、市として、多品種の防護用資材費を農家へ直接補助をする制度も一つの考えではと思いますが、いかがでございましょうか。

前段で、今のところ農作物と申しましたが、獣害につきましては、昨年のことと思いますが、柏原市玉手町近辺でイノシシが暴れ回り、人に危害ありとの報道もされた記憶もあります。金剛生駒国定公園の一連の山麓に位置する当葛城市山麓も決して他人ごとととらえられる状況ではありません。近い将来、民家周辺で住民への被害も当然考えられる状況ではと私は非常に危惧するわけでございますので、十二分な対応を、農政だけでなく、市としての対策も含め、市長の答弁も並行してお願いいたします。

続きまして、大字間の街灯及び道路河川の改修の補助制度について質問させていただきます

す。

皆様方もご存じのとおり、大字間における街灯及び道路河川補修につきまして、まだまだ半額負担を当該大字にお願いされている状況です。しかしながら、当該大字といたしましても、大字間の場合、当該大字の住民の受益よりほかの大字の住民受益になる場合が多々あるわけでございます。そのような案件に、当該大字としては、半額の負担を出費することが大字内住民の合意ができかねるわけでございます。このような矛盾点を早期に解決しなければ、各区長さんも非常に苦しい立場と思われれます。また、葛城市といたしましても、安心安全なまち葛城市とのスローガンと大字間の問題に抵触されている住民から、スローガン倒れとやゆされても仕方がないと思われれます。

そのようなことを言われるまでもなく、補助政策の特例とした施策を考えることが当然であり、どのように検討されているか。

先ほどの吉村議員の答弁にありましたが、大字間の定義の策定をする基準づくりに早急に取りかかると言いながらも、既にいろいろな会議で1年以上同じような答弁をされているという思いがあります。このようなお役所仕事と言われぬ本当に約束できる答弁をお願いいたしまして、再質問は自席からさせていただきます。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、西井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目のご質問でございます鳥獣被害ということで、被害状況と今後の対策ということでご質問をいただいております。

近年、鳥獣によります農作物の被害は増加の一途をたどりまして、ことしは例年にも増しまして鳥獣被害の被害報告が多く寄せられているところでございます。また、以前は山麓地域が主な被害地域でございましたが、最近はごく一部平たん地までこういった鳥獣被害が寄せられているところでございます。

被害内容につきましては、ご質問の中にもありましたように農作物ということで、米、芋類、タケノコなどが主な被害作物でございましたが、例年報告のありませんでした野菜類におきましても被害が及ぶ傾向にございます。

現在の対策といたしましては、猟友会に委託、または県補助金によります電気柵、防護ネット、わな等の購入によりまして被害の軽減を図っているところでございます。

今後の対策ということでございますが、これにつきましては、6月議会におきましても阿古議員よりご質問いただきまして、国庫補助事業によります鳥獣害防止支援事業の採択に向け、協議会を設置すべく、関係団体と協議、県農業水産振興課に、他市町村の事業要望等につきましても確認を行いまして、当市におきましても年度内協議会立ち上げができるよう努力してまいりたいと思っております。

そして、ご質問にございました面積、それから金額、こういったものにつきまして、本日資料を持っておりませんので、後日数字でもってご回答をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、2つ目のご質問でございます道路河川の改修に伴います補助金制度の改革とい

うことにつきまして、私の方からご回答をさせていただきたいと思いをします。

現在行っております補助金制度につきましては、大字間を結びます道路、大字内幹線道路、市が管理いたします普通河川、またこれらに準じます水路につきましては市の負担で、そして、集落内の里道、水路、これらにつきましては2分の1の補助金をもって改修をお願いしているところでございます。

また、ため池用排水路につきましては10%の負担金で、個人の農地被害につきましては、できる限り個人負担が軽減できるよう、災害復旧事業におきましても増高申請を行っているところでございます。

これらの補助金、負担金につきましては、市全体を見渡しまして、一部の住民さんが使用されるもの、また関係大字の農業者が使用するものを判断させていただきまして、補助金なり負担金をお願いしているところでございます。

農業関係の土地改良事業、地元で実施いただいております大字営事業ともに、現時点では要綱の改正は考えておりません。ご理解を賜りたいと思いをします。

西川議長 総務部長。

大武総務部長 西井議員の方からご質問いただきました大字間の街灯という件でございます。

議員仰せのように、大字間につきましては、ほかの大字の方が利用されるというふうな場合もございまして、また、市と市の間につきましてもそういった状況が生まれてきておるといふことでございまして、仰せのように、大字が事業主体で2分の1補助を差し上げるといふことで来ておりますけれども、そうなりますとどうしても集落内の方を優先いただくといふようなことがございまして、今、大字間の整備が遅れているというのが現状であろうと思いをします。

内容としましては、先ほど吉村議員にお答えをさせていただいたとおりでございます。早急にと言いますか、もう来年度の予算に反映できるようにということでございまして、今まで議会の委員会なりで何回もご質問、ご要望いただいていたわけでございます。

そういう意味におきましても、早急にいわゆる大字間のどういう部分をつけさせてもらうかということも生活安全課の方で協議を進めまして、ぜひ来年度予算に反映をさせていただきたいと、こういうふうにご考慮しておりますので、どうかよろしくご願ひいたしたいと思いをします。

西川議長 3番、西井君。

西井議員 まず防犯灯につきましては、来年度の予算で反映させていただくということでお約束いただいたものと考えております。

鳥獣害につきまして、団体営等、いろんな形をしながらということの中で、答弁漏れと思いをしますが、農家にそういう防護資材等の補助制度がちょっと考えてもらえるかどうかの返答はなかったと。

あと、道路河川について、大字営等で現状のままでお願いしたいということでございまして、道路河川について、大字間のことについては、また、いろんな補助金等もあるときもあるということで、災害などいろんなことがあるということは私も理解しております。

その辺、いろんな制度を使った中で、柔軟に大字負担を軽減するような形を考えてもらいたいという要望をこの際つけさせてもらいます。

あと市長で、人的な獣害被害が起こる予測についてどのような施策を考えておられるか答弁をお願いします。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 西井議員の再質問でございます。

農家に対する補助制度ということで再質問をいただいたところでございますけども、農家に対する補助制度、これの方につきましては、現在県補助によりまして申し出のございました農家の方に、先ほど申しあげました電気柵なり防護ネット、こういったものを支給させていただくと。県補助ですので100%ということはございませんけども、こういうことを現在は実施させていただいているところです。

先ほど答弁申しあげましたように、年度内に協議会を立ち上げて、国庫補助事業によります鳥獣防止支援事業、これの採択を今受けるべく関係者と協議をしているところでございます。関係者と申しますのは、猟友会、それから森林組合、それから地元、それから地元被害受けておられる地権者の方々、こういった方々に一応声をかけさせていただいて、年度内にこの協議会を立ち上げさせていただいて、国からの国庫補助によりまして事業を実施していきたいと考えているところでございます。

それから、補助金制度の改革ということで再質問をいただきましたけども、我々にいたしましても、現在の補助金制度は、先ほどご答弁申しあげましたように、現時点では要綱を考えていないということなんですけども、できる限り用排水路、施設整備なんかで補助金を採択できる災害復旧事業、これらはできるだけ事業要望して、地元、個人負担金が少なくなるように考えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

西川議長 市長。

吉川市長 西井議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

鳥獣の被害につきましては、先ほどもお話がございましたけども、山間地域だけじゃなしに、最近では平たん部までそういう被害が広がってきているというふうには認識をしております。したがって、これを何とか駆除やあるいは追いやりや、いろんな方法で対策をしていただいているところでございますけども、最近特にイノシシの数もふえているようでございます。鳥類とおっしゃいましたのは、恐らくキジか、ハトの被害は最近余り聞かないわけでございますけども、カラスとか、そういうふうなことがあるわけでございます。

それを駆除していく方法としては、先ほどから西井議員もおっしゃっていただいているように、いわゆる猟友会の皆様のご協力が必要であるというふうには思う次第でございます、いろんな方法を講じながら、被害が広がらないように努力をせないかんなど、こういうふうな思いであるわけでございます。

具体的に、今、イノシシが西山にどのぐらいの頭数がおるのかということがなかなかつかめておらないようでございまして、キジは最近よく下でも見るといってお話でございますので、一時はキジは放鳥したわけですね、残していこうということからね。それがふえ過ぎたんか

というふうなことでございますけども、いずれにいたしましても、被害で大変お困りをいただいているし、また損害を受けていただいておりますので、未然に防ぐべきものはしっかりと未然に防ぐような方法を、先ほど部長が答弁をいたしましたように、早く設定をして努力していきたいと、このように思っております。

西川議長 3番、西井君。

西井議員 おおむね問題点は大体皆さん方指摘させてもらって、認識は持つておられるということで、若干前向きな意見として拝聴させていただきました。

ただ、口だけでない、できるだけ前向きな形で、住民各位に3点ともやっぱり迷惑のかからないような施策として運用の中で十分留意した中でお願いいたしまして、そして、また鳥獣被害も協議会を立ち上げるということで、農家の被害を帯びられる方々の意見を十分聞いた中で、被害状況を十分把握した中で前向きにやってもらいたいと、かように思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

西川議長 西井覚君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定しました。

なお、あす30日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後5時02分